

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 2 号 ＞

平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成26年12月18日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成26年12月18日 木曜日  
開 会 午前10時 2 分  
散 会 午後 4 時13分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第18号議案 財産の取得について
- 2 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 3 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 4 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 5 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 6 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 7 乙第28号議案 指定管理者の指定について
- 8 請願第 1 号及び第 6 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第68号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第129号、同第130号、同第134号、同第136号、陳情第 3 号、第24号、第40号、第42号の 2、第43号、第66号の 2、第67号、第68号、第81号、第93号及び第100号
- 9 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	瑞慶覧	功	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	具志堅	徹	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

新垣哲司君

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	山城	毅	君
流通・加工推進課長	宜野座	葵	君
営農支援課長	新里	良章	君
糖業農産課長	西村	真	君
村づくり計画課長	仲村	剛	君
森林管理課長	金城	克明	君
商工労働部長	下地	明和	君
産業政策課長	金良	実	君
ものづくり振興課長	古堅	勝也	君
労働政策課長	伊集	直哉	君
文化観光スポーツ部長	湧川	盛順	君

観 光 政 策 課 長 村 山 剛 君  
観 光 振 興 課 長 前 原 正 人 君  
文 化 振 興 課 長 大 城 直 人 君

---

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第18号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案までの議決議案7件、請願第1号外1件、陳情平成24年第81号外43件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第18号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、平成26年第6回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書112ページをお開きください。

乙第18号議案財産の取得についてであります。

本議案を提出する理由ですが、サトウキビの害虫であるイネヨトウの防除に用いられる交信かく乱用フェロモン剤の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

それでは、議案の概要について別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、イネヨトウ用交信かく乱剤（フェロモン剤）の取得であり、取得数量は6248個、取得金額は8097万4080円となっております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 これは8000万円余りですが、地域的にはどのような予算の割り振りですか。

○新里良章営農支援課長 平成26年度に関しては、宮古島市、石垣市、竹富町、国頭村、大宜味村、今帰仁村、恩納村、うるま市、糸満市、粟国村の10市町村となっております。

○砂川利勝委員 10カ所に分けたことはいいのですが、金額的にはどうなのですか。

○新里良章営農支援課長 面積は1562ヘクタール、金額は8097万円となっております。市町村別では、国頭村44ヘクタール、大宜味村27ヘクタール、今帰仁村173ヘクタール、恩納村27ヘクタール、うるま市27ヘクタール、糸満市335ヘクタール、粟国村57ヘクタール、宮古島市295ヘクタール、石垣市323ヘクタール、竹富町254ヘクタールとなっております。

○砂川利勝委員 それはサトウキビのある地域全てでやっているのですか。

○新里良章営農支援課長 本事業では一環境保全型の農薬防除を普及するモデル事業ということで、全地域ではありません。発生の多い地域にターゲットを絞ってやっております。

○砂川利勝委員 サトウキビは伊江島でも栽培されていますよね。

○新里良章営農支援課長 本事業は、伊江島のほうではまだ実施しておりません。

○砂川利勝委員 あの地域では一時期製糖工場がなくなり、二、三年ほど前からまた復活をしているのですが、そういう発生が見られないということなのですか。

○山城毅農林水産部長 イネヨトウは一番最初に与那国町で四、五年ほど前に異常発生し、そのときにフェロモンの効果というものを実証しながらやってきました。それから、3年ほど前に伊是名村でまた異常発生したので、与那国町の経験を生かしフェロモンで防除しようということで、実証事業と同時にまだ農薬登録が済んでいなかったのを農薬登録をして、本格的に防除に移りました。その場合、農家さんが一体となって防除しないとできないような新たな取り組みになるので、一括交付金を使いながら、モデル事業として全市町村を4年間で一回りして防除の方法を教えるという意味で取り組んでいます。一方、さとうきび増産基金もありますので、これが終わった後はその基金を活用しながら防除していくということで、この両方を使いながら調整しているところです。もし伊江島のほうでそのような被害が大きくなってきた場合には、今後その基金を使って防除していくということになるかと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 イネヨトウの全県的な被害の実態は、具体的にどうなっているのですか。

○新里良章営農支援課長 被害に関しては、芯枯れ率というサトウキビを植えた初期に芯が枯れる現象があるのですが、それがイネヨトウによるものと言われています。これが全県的に例年2%程度なのですが、場所によっては10%、20%という被害を出すところがあります。また、近年は増加傾向にあると聞いております。

○玉城ノブ子委員 交信かく乱法について、事業を実施し始めているのは何年からですか。さとうきび増産基金を使ってやっていることは聞いているのですが、具体的にこれまで交信かく乱法によって実施してきた中身を、交信かく乱法そのものについても含めて説明してください。

○新里良章営農支援課長 交信かく乱法そのものは一括交付金の事業で平成24年度から始めております。さとうきび増産基金のほうは今年度からやっている聞いております。交信かく乱法とは、まずイネヨトウの雄をおびき寄せるフェロモンをビニールチューブの中に封印して、そのチューブを圃場の周りに設置します。もしくは中に入ることができれば圃場の中に格子状に設置します。

これは雄だけをおびき寄せますので、3カ月から6カ月程度と聞いておりますが、交尾する交信をかく乱して密度をゼロ近くまで下げるという効果があります。

**○玉城ノブ子委員** 交信かく乱法を実施して、それによってイネヨトウの減少の実態というものはどうなっているのですか。

**○新里良章営農支援課長** その前に、先ほどさとうきび増産基金は平成26年度からと言いましたが、平成25年度から行っているようです。

被害の軽減等については、過去に激発して見られたのが伊是名村で、島全体の芯枯れ率が23%程度で減収率も4割近くあったのですが、このフェロモンチューブの設置によって、それ以降は芯枯れ率が2%や3%に推移しております。他地域でもほぼ同じような推移をしております。

**○玉城ノブ子委員** そうすると、この実績が上がってきていて、イネヨトウそのものが減少してきているという状況があるわけですね。

モデル事業の話をしていたのですが、具体的には何カ年間の事業で、その後の計画はどうなっていますか。

**○新里良章営農支援課長** モデル事業は平成24年度から平成27年度まで、合計8000ヘクタール程度で実施しています。その後は基金事業で一モデル事業から普及のほうに移行して事業をしていると聞いております。ただ、その後は地域のほうで手当てするというふうに考えています。

**○山城毅農林水産部長** イネヨトウの交信かく乱法というものは根絶するという意味ではなく、交配する機会をなくすことによって子供が生まれず、それによって減ってきます。イネヨトウそのものは通常の害虫と一緒に、ある程度の密度にいますので、そこまで落とせば通常防除している農薬散布の中でやっつけられるということです。そして、異常発生しているところはフェロモンチューブを使いながら、行政的に支援をして防除していきます。これは確実に効果があらわれてきているので、この4年間で通常の密度に落としていき、それ以降は農家の通常の栽培の中の農薬散布で対応していきます。その過程で、また異常が発生した場合には支援をしていくということを考えております。今はそういう流れで進めているところです。

○玉城ノブ子委員 では、この4年間はモデル事業なのですか。

○山城毅農林水産部長 指導者が研究員と普及員に限られていますので、沖縄県全域を一挙にやるということはできません。ですから、分散して全農家を指導していくということで4年間に限定しています。あわせて被害が大きいところには基金事業でも実施していくということで、この2つの事業で実施しているところです。

○玉城ノブ子委員 それでは、4年間でそれなりの減少をつくり出していき、一定程度の防除ができれば、普通の農薬散布でイネヨトウを抑えて継続してやっていけるということになるのですか。

○山城毅農林水産部長 基本的にはそういう考え方で抑えていきたいということと、もう一つは、研究部門において効率的な防除の仕方、効率的なフェロモンの使い方を同時に研究しています。それを研究することによって、もっとコストを落として防除できるということであれば通常の事業でもできると踏んでいますので、この両立で対応していこうと考えております。

○玉城ノブ子委員 実態調査はなさっていると思うのですが、あちこちでイネヨトウが異常発生しているという現状になっているので、これをモデル事業だけで終わるということではなく、イネヨトウを減少させていくという取り組みを継続的にやっていく必要があるのではないかと思います。そういう計画はありますか。

○山城毅農林水産部長 全域でモニタリングするための定点調査をしており、その発生状況については、病害虫防除技術センターで全ての病害虫について発生予察をして情報提供をしています。また、異常発生したときには県単事業で予算も組んでいますので、それも活用しながら対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 地域ごとの被害額は押さえていますか。



○新里良章営農支援課長 イネヨトウをフェロモンでおびき寄せるために設置するトラップというものと、先ほど申しました芯枯れ率というところで調査しております。それによると、今年度は沖縄本島で平年並みの1.2%ほどなのですが、宮古で3.1%、八重山で2.4%の芯枯れ率ということで、離島のほうでやや高い傾向にあります。

○座喜味一幸委員 三、四年前、多良間村で被害の大きいときに現場調査をしたのですが、相当なダメージでした。ですから、地域ごとによって被害が物すごく大きい時期があったと思うのですが、これまでのワースト3はどのような地域で、どれぐらいの被害額が出たのですか。

○新里良章営農支援課長 額はわからないのですが、伊是名村のほうでは40%の減収率というのがあります。それから、宮古・八重山で芯枯れ率が……。

○座喜味一幸委員 要するに、このフェロモンチューブによる交信かく乱法は広域で部分的にやっていると非常に広がるのではないのかと思うのですが、ガの移動距離はどれぐらいですか。

○新里良章営農支援課長 移動距離が何メートルかということはわからないのですが、それほど地域的に拡散するものではないと聞いております。といいますのは、圃場一筆を見ても坪枯れ状態で枯れていくというのが特徴ですし、例えば、宮古地域でも特に被害の激しいのが狩俣や城辺、八重山地域では名蔵などという、島の中でも地域がかなり限られてくるということなので、そういうところをターゲットに一絞って防除していくというふうに計画しています。

○座喜味一幸委員 要するに、実証で技術は確立したわけですね。ですから、平成24年から平成27年まで実証事業をしていくことは大いにいいのですが、その普及に難しいノウハウがあるわけではないので、この一括交付金を使ったモデル事業という実証事業とさとうきび増産基金を使って一速やかに防除する必要があるのであれば、平成27年までの実証事業ということよりも、一斉にこの事業を実施して速やかに解決していくという進め方をしないと。今年度以降に全地域に普及するのにどれぐらいかかるのですか。何%処理されて、残事業は幾らで、いつまでやろうとしているのですか。

○新里良章営農支援課長 本防除法に関しては平成24年度からモデル的に始ま

っているということで、平成27年度までの間に一括交付金で交信かく乱法を8000ヘクタールにモデル的に実施するというを目的としております。ですから、まだモデル的に実施していない地域もあるので、平成26年度、平成27年度に本事業でやっていこうというふうに考えております。その後、基金事業のほうで行うということになっております。

**○山城毅農林水産部長** 実証事業としては、通常の農薬散布のように1人でできる防除ではありません。細いチューブを広域的に張りめぐらせていかないといけませんし、それを何メートル間隔でポイントを打ちながら大勢の人たちで作業をしてもらうということが前提になりますので、そこは農家さんのほうにも理解してもらわないといけません。それについては、4年間で全市町村のサトウキビの補助を一通りやりましょうということで、それとあわせて被害の濃淡がありますので被害の大きいところを優先してやりながら、なおかつ実証事業で足りないところには基金事業もあわせてやるということでやっています。昨年度も久米島のほうで半分程度を実証事業でやって、残りの足りない分を基金事業と抱き合わせてやったという事例もあります。そういう意味では、満遍なく、被害が高いところは両事業を活用して連携しながら防除しているという取り組みをしておりますので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** これは一回やると完全に撲滅できるものですか。

**○山城毅農林水産部長** 先ほども申し上げましたように、これは根絶事業ではありませんで、密度を減らしていくという効果の一つの狙いとしてやっております。害虫については一般的に幾らか発生しているということですので、サトウキビの生産に影響を及ぼさないような通常密度に落としていくということでやっています。地域で見えていくと、沖縄本島のほうは平年並みの1.2%まで落ちていますが、宮古地域は3.1%、八重山地域は2.4%で通常の3倍ほどいるということですので、そこを集中的にやる必要があります。ですから、平年並みの通常にいる密度まで落としていくことを狙いとしております。

**○座喜味一幸委員** 少しよくわからないのですが、防除要領というのか施業ルールをつくって、なぜ市町村にお金をおろさずに、県が物品購入までしてその事業をやるのですか。一括交付金があるからモデル実証事業として県直轄でやっているイメージがあるのです。そうするよりも、もう少し明確な施業ルール

をつくって、それを市町村におろしてやらせたほうがいいのではないですか。事業の進め方が遅いのではないかと感じますが。

**○山城毅農林水産部長** 一番最初に申しあげましたように、この防除事業の交信かく乱法そのものが初めての事業です。また、農薬登録も平成24年11月に行ってからスタートしているという現状があります。ですから、誰も防除方法を知りませんし、知っているのは研究員、一部普及員が一緒になってやるということになります。そうすると県のほうで手とり足とり教えながら進めないといけませんし、市町村に補助金として流しても、執行するのに物すごく時間がかかります。これは時期的なものもありますので、そこに間に合わせるということ考えた場合には、県のほうで一括して購入し、現場で指導しながらやったほうがより効率的で早目にできるということで県の事業として組んでいます。

**○座喜味一幸委員** 平成24年度から平成27年度までにその実証事業をやって、あとはさとうきび増産基金事業でということですよ。この基金事業は平成25年度から入っているということですが、どういう形で進めるのですか。

**○山城毅農林水産部長** さとうきび増産基金事業については、まず1度、この実証事業を現地の市町村と農家へ指導をするとやり方がわかりますので、2度目からの防除のときには基金事業でみずからやっていただきます。まずはみんなを集めないといけませんので、そこはJAへの指導や普及員、工場の職員などが一緒になって農家さんを集めて防除するということになります。基金事業の場合、事業主体は協議会や市町村などがやるというような取り組みをしています。

**○座喜味一幸委員** 事業の進め方がよくわからないのですが、いずれにしてもいつごろまでに全島で進めて完了する、なおかつ、発生のひとついところをさらにフォローするという進め方をしなくてはいけないと思っています。全て終わるのがいつなのかという締め切り日を面積ごとに明確にして、再発生の箇所をさらに進めていくというような仕組みにしないといけません。これは平成23年度ごろから発生しているので、技術ももっと早く開発したかもしれませんよね。もう結構時間がたっていますし、せつかくさとうきび増産基金や一括交付金があるので、もう少しスピード感を持ってこの問題を解決しなくてはいけないのではないかと考えていますが、どうですか。

○山城毅農林水産部長 先ほど申し上げましたように、実証事業の4年間の中で全域の農家に技術的なものを指導して普及させていくという計画をつくっており、なおかつ、その中で発生密度を定点調査します。そこで発生が大きいところにはさとうきび基金事業を使って防除していくという取り組みをしていますし、また、基金事業の場合には現場の市町村や協議会のほうから申請を上げてもらって、それに対する防除計画を策定しております。ですから、まずは密度がどういう状況なのかという把握が前提になりますので、それを県のほうでしっかり押さえながら、密度の高いところは基金をうまく活用しながら防除していく。基本的にはこの4年の中で全域的に抑えていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 購入の相手方は信越化学工業株式会社ということですが、交信かく乱剤はここだけの製品なのですか。

○新里良章営農支援課長 信越化学工業株式会社の1社のみです。

○仲村未央委員 これは平成24年度から平成27年度までのモデル事業で、面積的には8658ヘクタールということなのですが、この4年間の事業の総予算額は見通しで幾らになるのですか。

○新里良章営農支援課長 4年間合計で約4億8000万円程度になります。

○仲村未央委員 今はロープを設置していくというやり方になろうかと思いますが、これはどれぐらいのペースでやるのですか。この実証実験は平成24年度からやっていますよね。平成24年度に始めた伊是名村や伊平屋村、南大東村などは1回張って、その次にさとうきび増産基金を使っていくという説明なのですが、次はそれをどれぐらいのペースで張っていくことになるのですか。つまり、交信かく乱剤がある期間作用して、そして次にまた張るということによってだんだん効果を高めていくということになろうかと思いますが、どういうペースでそれをやっていこうということなのですか。

○西村真糖業農産課長 虫の発生状況に応じて実施するということになりますので、一概にどうということとは言えません。さとうきび増産基金事業を使ったも

ので申しますと、伊是名村は非常に密度が多かったということで平成24年度は実証事業で、そして平成25年度には基金事業でやっております。南大東村は平成24年度に実証事業をやり、その後抑えられていたのですが、また若干ふえてきたということで今年度実施する計画になっております。そういう形で地域によって違うということです。

**○仲村未央委員** 今後、継続的にその事業をやっていくに当たってさとうきび増産基金を活用するということなのですが、定点調査をして被害の大きいところには県が指定をしてその市町村に申請をさせていくのか、あくまで市町村が独自で主体的に取り組んで一増産基金をこれに活用したいということで申請を市町村に任せていくのか、その辺の仕組みはどうなっているのですか。

**○山城毅農林水産部長** 病虫害の発生状況については、県の病虫害防除技術センターのほうで主要な病虫害の定点調査を毎年やっています。その結果を情報提供していますので、異常発生した場合には、現地と連携しながら防除対策を立てるようにしております。さとうきび増産基金については、生産対策や病虫害対策、土壌改良など全てに使えるので、市町村やJA、製糖工場を含めた協議会の中で一増産に向けて一番優先すべきものは何かということ各地域で判断してもらいます。そのときに我々がイネヨトウの発生情報も提供しますので、そこを地域で見計らっていただき、必要であれば申請してもらい、その申請については糖業振興協会のほうが事務局になっていただいていますので、そこを通して県のほうで計画の確認をして承認するという形でやっております。市町村やJA、製糖工場と一緒に地域で検討していくという仕組みです。

**○仲村未央委員** 県としては4億8000万円の一括交付金を投入し、モデル地区まで置いて誘導しているわけですから、新たな環境に非常に配慮された防除対策であるということで、他の農薬や殺虫剤を使うよりはいいだろうというような進め方だと思います。これは継続的にしていく中でどんどん効果が高まってくるというような手法だと思いますので、継続的に十分やっていけるという一さとうきび増産基金を安定して確保できるという見通しの中で、農家の協力体制も含めてどんどん市町村に進めていっていると思いますが、その辺の今後の継続的な見通しや財源の確保は安定的にいきそうですか。

**○山城毅農林水産部長** まず、フェロモンそのものは沖縄単独でしか使っていないということもあり、非常に高価です。高価なものであるからこそ行政的な

支援が必要になりますし、一方で、いかにそのコストを落とすかという技術開発が必要になってきます。これは今、研究部門のほうで、チューブで行った場合にフェロモンの濃度によってどの程度の虫が寄ってくるのかという範囲への広がりぐあい、これはその濃度が少ないほどコスト低減になります。あるいは、みんなでやるのではなく一つの機械を置いてそこからフェロモンが出るような仕組みなども勘案しながら、低コストでできるような技術開発も同時に進めております。将来的には、通常の農薬よりも若干高い程度の単価まで下げられるような技術開発をして、いつまでも補助金に頼らなくてもいいようなものを目指していきたいと思っています。ただ、さとうきび増産基金そのものの事業については、国のほうにお願いをして増産基金をつくっていただいているので、これは継続的に要請していきながら取り組んでいくということが必要だと思っています。一方で、病害虫というものはそれぞれ異常発生が見られるということで、そこに対する予備的な事業として県単事業も確保していますので、今後はそれも活用しながら取り組んでいきたいと思っています。

○仲村未央委員 環境にすごく優しいという意味でも、研究員やその普及体制も含めてせつかく投資したものが—これは根絶事業ではないので、継続性とかその投資効果も問われると思います。いつまでも補助金頼みではないと言っても、これだけ高額なものを一旦導入して、途中からまたふえてしまい手がつけられないということにならないような推進体制、そして現場で頑張る生産者の協議会の体制も含めていろいろなことにかかわることだと思います。ぜひ、そこは県の指導力が問われるところだと思いますので、頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 単純な質問で申しわけないのですが、フェロモンを生産する会社や研究社は何社かあるのですか。

○新里良章営農支援課長 会社のほうは1社です。

○具志堅徹委員 1社しかなければしょうがないのですが、複数では生産できないということですね。

○山城毅農林水産部長 県のほうでは、今までもフェロモンを使いながら基本

は一ウリミバエ、ミカンコミバエなどの根絶事業としてモニタリングをしながらやっていたのですが、それを活用して交信かく乱することによって密度が減るといことが県の研究員のほうで確認されましたので、農薬メーカーと共同研究しながら農薬登録に向けて取り組んできました。今後も、県の研究員がフェロモンのある害虫について研究しながら、メーカーとも連携して新たな防除技術に継続して取り組んでいきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 続きまして、議案書の118ページをお開きください。

乙第23号議案指定管理者の指定について（沖縄県県民の森）であります。

本議案を提出する理由は、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

別添の乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、公の施設の名称は、沖縄県県民の森であります。2、指定管理者となる団体は、名護市字宇茂佐913番地の2、沖縄北部森林組合であります。3、指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この指定管理の評価で、2位以下は沖縄県情報公開条例で開示しないということになっているようなのですが、資料の中ではシルバー人材センターが載っています。これは実際に2位以下は公表していないのですか。

○金城克明森林管理課長 委員の資料には2位の名称等を載せておりますが、これは沖縄県情報公開条例に関係することですので、県のホームページには2位以下の団体は載せておりません。

○崎山嗣幸委員 2位の申請者は、みずからの評価点数はわかるのですか。

○金城克明森林管理課長 申請があれば、こちらのほうから当人に公表します。

○崎山嗣幸委員 2位以下は、自分たちが落ちたという点数や比較について十分検証できるということでしょうか。

○金城克明森林管理課長 はい。

○崎山嗣幸委員 今回、沖縄県県民の森については沖縄北部森林組合が選定されたということなのですが、皆さんの資料では、平成18年度から平成23年度は沖縄北部森林組合が指定管理を受けていて、平成24年度から平成26年度は沖縄熱帯植物管理株式会社が受けてきていますよね。今回はまた沖縄北部森林組合になっているのですが、管理をさせた違いはどうか。

○金城克明森林管理課長 今年度までの指定管理者である沖縄熱帯植物管理株式会社ですが、今回の応募に際しては、業務の面で多忙となったということで申請しておりません。ですから、今回申請のあったのは沖縄北部森林組合とうるま市のシルバー人材センターの2社のみでしたので、この2社で検討させていただきました。

○崎山嗣幸委員 聞きたいのは、沖縄北部森林組合も沖縄熱帯植物管理株式会社も管理しているので、管理させてみた実績や評価については同じような見方だったのですか。両方とも管理運営状況は良好でしたか。



○金城克明森林管理課長 はい、良好でした。

○崎山嗣幸委員 指定管理者に対して皆さんは評価点数をつけていますよね。その評価点として今回、沖縄北部森林組合の総合点が428点となっておりますが、この評価点数をつけた中で、皆さんが評価を出したとおりの管理運営をしたのかどうかについて、この間の実績を聞きたかったのです。皆さんが評価したとおりの実績を出したのですか。

○金城克明森林管理課長 現在の指定管理者である沖縄熱帯植物管理株式会社ですが、管理について毎年モニタリングを実施しております。年度ごとに指定管理者制度運用委員会の中でその中身を確認しますが、昨年度までの評価としては205点満点中の203点ということで99点という評価になっております。

○崎山嗣幸委員 この沖縄熱帯植物管理株式会社の実態として、役員などはどういう方々がされているのですか。

○金城克明森林管理課長 役員については今手元に資料がないのですが、事業内容については把握しております。

○崎山嗣幸委員 沖縄北部森林組合は自治体の長がなっていますが、沖縄熱帯植物管理株式会社はどこの経営実態かということが知りたかったのですが。

○金城克明森林管理課長 役員の資料は今手元にないのですが、その主たる業務はフラワーショップの運営業務、各種施設へのランや観葉植物の装飾展示とメンテナンス、植物の生産管理業務、それから海洋博記念公園にある熱帯ドリームセンターの案内サービス業務などです。各施設への装飾展示については、那覇空港の中にランが展示されていたと思いますが、そういったものも彼らの業務として行っていると聞いております。

○崎山嗣幸委員 それから評価点数について聞きたいのですが、公園の活性化や維持管理云々がありますが、この評価点数についての基準点は他の指定管理のものと同じマニュアルですか。財政力やその組織の実態についてはあるところもあれば、ないところもあります。これはマニュアルが1つではないということですか。

○金城克明森林管理課長　こちらについては、我々の指定管理者制度運用委員会の中で点数や項目などを配分しております。財政力については事業体の財務状況の健全性という項目がありますので、そこで確認しております。

○崎山嗣幸委員　私が聞きたいことは、他の公園の管理では財政力指数があり、他の項目もあるのですが、沖縄県民の森では事業体の健全性ということでプールで評価しています。この違いは何ですか。年度によって違うのかどうかはわかりませんが、例えば、財政点数が何十点とある施設で、緑化種苗協同組合は87点、それから財務関係があるところもあるのですが、この違いは何なのですか。ですから、皆さんの場合は健全性ということになっているのですが、他の施設では事業体に対して財政力があるかどうか細かくあるので、ここについては強いてまで細かく必要ではないということなのですか。

○金城克明森林管理課長　各事業者の3カ年間の総会資料の中で財務の確認をしております。

○崎山嗣幸委員　私が聞いていることは確認ではなく、皆さんの評価点数の中で財務については事業体の健全性の中に入っているということについてなのです。他の部署では一例えば、公園管理の財務については適格性、効率性、効果性ということで、具体的に数字をはめ込んでいるところがあるのです。他の部署ではそういうふうにはやっていますが、皆さんはプールでやっているの、何が違うのかという疑問があるのです。これが悪いということではないのですが、細かく分けていないのはなぜかということが疑問です。皆さんのところでは健全性ということで済むものなのかということを知りたいのです。

○金城克明森林管理課長　特に指数などでは決めておりません。ただ3カ年間の会社の経営の黒字状況などで判断しています。

○崎山嗣幸委員　その程度でいいということですよ。要するに、皆さんがやっていることはいいと思いますが、財政力指数でそのまま決めてしまうと経営体が大手の団体に決まって、ずっとそこがとって行くわけです。財政力が豊かでいろいろな公費が投入されている団体などがあれば、そこしかとれないのです。こういうものはめ込むと、永久にNPO団体やその他地域の団体が運営できないようなことになるので、こういう部分もあるということを一皆さんのやっているものはいいと思いますが、私はその経営体を細かく分析しなくても

済むということでもいいのかということを確認したいのです。

○金城克明森林管理課長　そういうことです。

○崎山嗣幸委員　私は今、沖縄県県民の森について聞いていますが、皆さんの所管ではない公園についてはそういうことをしておらず、大きい団体が行っているのです。県民の森はこれでいいが公園などの管理はまた違うということは、県の中で統一基準というものが無いのですか。この採点の仕方について統一性はないのですか。

○金城克明森林管理課長　項目立てや中身については基本的には一緒です。点数の配分や中身については、委員の皆さんに意見を出してもらって決定しております。

○崎山嗣幸委員　それでは、皆さんが指定管理をするときの考え方なのですが、そういった地域のNPO団体などが幅広く指定管理できるような考え方なのか、あるいはしっかりした大手の団体のほうが財政力や従業員、設備があるのでふさわしいと思うのか。今言っている評価点数に該当すればいいということなのか。

○金城克明森林管理課長　委員のおっしゃるとおり、我々は幅広く県民の森の維持管理ができればいいということでやっています。今回もうるま市のシルバー人材センターが応募しておりますし、前回の平成24年度については沖縄の株式会社の合同会社といったところも幅広く応募してきております。ただ、県民の森の維持管理という目的や収益もありますので、その辺は中身を選定する中でしっかり管理していっているところです。

○崎山嗣幸委員　この総合点数が出ても、点数以外が加味されて1位と2位がひっくり返るようなこともありますか。指定管理のあり方としては、やはり評価点数が高く出たところが選定されるということは当然ですか。要するに、点数が低いところが上がるということはないのですか。

○金城克明森林管理課長　そういうことはないと思います。

○崎山嗣幸委員　沖縄北部森林組合は自治体の長が代表者ですが、この指定管

理料だけで全て賄っているのですか。

○金城克明森林管理課長 沖縄北部森林組合は国頭村を除く北部の市町村を管内としております。事業としては、例えば、木材チップや炭、土壌改良材やシイタケなどの販売のほか、森林整備事業や造林事業、地産事業、松くい虫等の防除事業なども行っております。そういう事業がメインなので、今回の指定管理については、これまで山を管理しているという面から応募したということです。

○崎山嗣幸委員 今言っている1423万円は人件費ですか。みずからの事業もあるということなのですが、指定管理を取って、その収益状況はどうなっているのですか。

○金城克明森林管理課長 指定管理の中身ですが、管理料の他に収益事業というものがあまして、キャンプ場などの施設がありますので、そちらからの収益もございます。

○崎山嗣幸委員 この収益事業で上げているものは幾らですか。

○金城克明森林管理課長 昨年度の収益なのですが、指定管理料が2174万円に対して、利用料金が387万4000円出ております。

○崎山嗣幸委員 この指定管理料と収益事業で黒字経営をしているということですか。

○金城克明森林管理課長 昨年度を見ますと、収支は黒字となっております。

○崎山嗣幸委員 指定管理料の収益の黒字分は繰り越しできるのですか。

○金城克明森林管理課長 利用料金など自主事業で入ってきた収益はそのまま管理者のものになります。ちなみに昨年度は黒字と言いましたが、額としては3万1000円ということで、とんとんです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 職員の身分にかかわることなのですが、この沖縄北部森林組合の職員は本職と臨時職員という形で、請負などをした場合には、その臨時職員が入れかわるということがあると聞いたりするので、この沖縄北部森林組合の職員の身分の保障などについては把握していますか。

○金城克明森林管理課長 沖縄北部森林組合ですが、こちらには常務理事が1名、職員としては、嘱託員が6名、その他主任技師、技師、庶務、会計が各1人で、合計10名おります。

○具志堅徹委員 継続して保障されているのですか。

○金城克明森林管理課長 沖縄県県民の森の職員数ですが、今受けている会社の正規雇用者は3名ですが、非正規雇用者数が11名となっております。この方々については、今回沖縄北部森林組合のほうにかわっても雇用はそのまま継続されると聞いております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 うるま市のシルバー人材センターが指定管理の公募に参加していますが、今まで2回、指定管理者を指定していて、こういうシルバー人材センターが参加したことはありますか。初めてですか。

○金城克明森林管理課長 初めてです。

○喜納昌春委員 森林組合や企業と違って、シルバー人材センターが参加してくるということは、ある意味で大事ではないかと思っています。西原町の場合も市町村レベルで早いうちにシルバー人材センターができています。登録会員も七、八百名なのですが、その皆さんがどうしているかといえば、中城村や北中城村まで行って各家庭の庭の管理などをしたり、とにかくいろいろな仕事をつくっています。しかも、その皆さんは高齢者で、高齢者の中でも元気な人たちです。そういう仕事もしながら、そのような高齢者の生きがいや健康管理などの課題を持っているわけです。沖縄は今高齢化社会で、60歳か65歳で定年になっていて、シルバー人材センターについてももちろん登録制ですので皆が皆

ではありませんが、そういう意味で、シルバー人材センターがこういう公園管理に参加したいということなので、別の意味での意義があると思います。ですから、同じ基準の査定で点数制度の話なのはわかるのですが、そういう意味で、県政としてシルバー人材センター―那覇市を含めて、町村レベルはあるところとないところの差があると思いますが、市レベルではほとんどあると思いますので、そういう時代の流れの中で高齢者の地域参加に一つのめどをつけたうるま市のシルバー人材センターの参加かと思っています。ですから、単なる管理云々だけではなくて、もっと幅広い視点から県政としても受けとめていただきたいということで要望申し上げておきます。シルバー人材センターとしては、先ほど言ったような小さな各家庭の庭の掃除というものからやっているので、大きな公園管理の場合は単なる職員が50名、100名いるという話ではなく、恐らく何百名単位の皆さんが入れかわり立ちかわり派遣できるということだと思います。ですから、その辺も念頭に置きながら、初めての参加であれば、県政としてもそういうところがかかわる部分については門戸を開いていただきたい。先ほどもあったように、点数制度なので点数が高いところに行くかもしれないのですが、そういうシルバー人材センターというところが参加するものについては同じレベルでは計算できない部分があると思います。高齢化社会の中で生きがいや健康管理というところで長寿日本一を目指すという部分ですので、むしろそういう高齢者の皆さんが生きがいを持って社会参加をしたいという視点も大事だということを受けとめていただきたいということで要望しておきます。

**○山城毅農林水産部長** ただいまの委員の助言、大変ありがとうございます。県としても高齢者の皆さんが生きがいを持って、一緒に旗を上げてやるということは重要なことだと思っています。この参入の仕方としてどう位置づけをするかということがあると思いますが、そういう意味では、委員会の中でそういう旨の意見があったということで、指定管理者制度運用委員会の審議の中で検討していきたいと思っています。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 先ほど聞きそびれたので聞きます。指定管理料とその指定管理料に対する収益の実績について、もう一度数字を示していただけますか。

○金城克明森林管理課長 平成25年度は指定管理料が2174万円、それに対して利用料金収入が387万4000円で、その収支差として3万1000円の黒字となっております。

○仲村未央委員 この指定管理料を算定するときは、この収益を一そもそも年間利用の実績を踏まえて、事業全体の経費として見立てて出すと思います。今、黒字が3万少しというほほとんとなるわけですが、この収益というものは指定管理料の全体の経費としてほぼ想定どおりなのですか。つまり、収益は天候ややりようによっては上がったり下がったりすると思いますが、その辺はどういうふうに算定されているのですか。

○金城克明森林管理課長 収益は過去3カ年間の平均です。財政課には実績としてその分が上がっていましたということで、その差額分を指定管理料として予算を組んでいます。

○仲村未央委員 この施設の利用者からすると、使用料として払う金額というものは、施設ごとにキャンプ場は幾ら、テニスコートは幾らなどというものがありますよね。この料金体系は条例事項ですか。それとも指定管理者が決めていいのですか。

○金城克明森林管理課長 条例です。

○仲村未央委員 指定管理者の選定のあり方について一今回、沖縄北部森林組合もかなり意欲的で事業実施の熱意というところの評価が高いので、それなりなのだろうと思いますが、今言うようにとんとんでいく事業なので、利益を追求するというよりは基本的には維持管理を安定的に高品質で提供できるかどうかというところで非常に公共性を帯びて、その指定管理者を選定したいと思います。そういう意味では、その地域に密着した団体や新たな公共を担うNPO、先ほど言ったシルバー人材センターもそうなのですが、そういったところの地域とのかかわり方や地域に対する親密性が評価されやすいような算定基準のとり方なのですか。指定管理者の評価点のそもそもの基準の中にその部分は見られているのですか。皆さんがやられている基準の中に公園の活性化や適切な維持管理という項目がありますが、その中に今言うような地域とのかかわりや親密性、社会性というものが見られている評価点というものは出てきますか。

○金城克明森林管理課長 公園の活性化についてというところで60点配点されていますが、その中に施設の効果の最大限の発揮の中で地域との連携による地域活性化という項目があります。ここは土地自体が恩納村有地で、村からも要望などがありまして、従業員も11名いますが地元の方を使っております。

○仲村未央委員 今は財政が逼迫している状況で、財政が幾らもあれば公共が直でやるということだと思います。しかし、今は指定管理者として皆さんにお願いをして、もうけはそんなにないがやっていただくという団体に応募させるわけですよね。ですから、実際にはもうからないわけですので、応募者はどの指定管理者を見ても1社か2社で、10社も来るような指定管理者は見たことがありません。どこもほとんど来ません。継続的にやるか、たまにかわるかという状況です。県全体の指定管理者を見ても、担っていただくというメリットが非常に薄いということになってきているわけです。そういう意味では、今言うような地域とのかかわりや地域におけるその団体の社会性、公共性というものを配点の中に担わせていくというような基準のとり方という工夫が必要だと思います。むしろそこにもう少し高得点を上げて、総合評価制度のような形で加点的な要素を加えていくということは、これからの公共の担い手として民間を生かすという意味では必要ではないかと思います。その辺はぜひ課題にして研究をしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 審査項目については今定められているところで、地域活性化という項目がありはするのですが、委員がおっしゃるように幅広くそこまで見れるような状況ではないので、それについては一土木のほうでも総合評価や地域貢献度というものを入れていますので、そういう意味では、審査項目の内容も時代に合わせて変更してもいいかと思います。そこは委員の先生方とも調整しながら検討させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 それは他の部局にもまたがると思いますので、議会からもそういう意見があったということの問題提起していただきたいと思います。今回の指定管理料を見ても、消費税の増税もあったかもしれませんが、前の3年度に比べて少し上がっていますよね。ですから、ただ安く切り下げていけばいいということでは担い手としてはやっていられないという状況が生まれていますので、そこも見させていただきたいと思います。

それから、今回の皆さんの資料の中に、現場スタッフは非正規雇用従業員であるが、これまで全て恩納村在住者を継続雇用しており、次期指定管理候補者



も継続雇用を予定しているという文言が出てきますよね。これは、仕様書のような形で、その管理をさせる団体との契約の中にそういう文言が入って調整をしたのですか。つまり、委託契約の中の仕様書の段階でこういったことを確認した上で、皆さんは選定に当たっているのですか。

○金城克明森林管理課長 募集に応じた皆さんには事前に説明会を行います。仕様書などに文言的に雇用しろというものは書いていませんが、その説明の中で、恩納村から地元雇用をしてほしいという要望があり、それを条件に用地を無償で借りているということを口頭で伝えて、継続雇用を理解をもらっているところですよ。

○仲村未央委員 説明で事前にそういったことを心得ている団体が対象になるということのを促していくということは非常に効果があるし、実際にこれまで仕様書にも明記できたらいいという思いがあったので、これは非常にいいことだと思います。むしろ今までの指定管理者のやり方では、例えば女性財団はかなりやりましたが、ているの選定に当たっては、専門職がいながらその人たちを全部、3年で毎回切っていくということを方針化していたので、そのたびにそこから失業者を生み出していく形があったのです。これはいまだに改善されていない部分で、このように県がぶつぶつと切っていく中でまた失業者を出すということで、何の指定管理者なのかということが非常に疑問でした。団体は同じところを指定しながら、その都度働く人たちをかえていったという経過があるので、こういった形で現場の働いている人たちが継続雇用されていくということを皆さんが誘導していくということは非常に素晴らしいことだと思うので、ぜひそこも評価の対象にしていくようお願いしたいと思います。

○山城毅農林水産部長 従来も継続して雇用するというスタンスで、そういう説明もしながら継続してやってきています。今後とも、働いている人たちの雇用は大事なものですので、そこは継続してできるように今後もやっていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 続きまして議案書の119ページをお開きください。

乙第24号議案指定管理者の指定について（沖縄県平和創造の森公園）であります。

本議案を提出する理由は、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

別添の乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、公の施設の名称は、沖縄県平和創造の森公園であります。2、指定管理者となる団体は、南風原町字大名95番地の1、沖縄県森林組合連合会であります。3、指定の期間は、平成27年4月1日から平成20年3月31日までの3年間となっております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 平和創造の森公園は糸満市米須にあります。先ほども質疑がありましたが、これは平成21年から平成23年は沖縄県緑化種苗協同組合がとって、平成24年から平成26年は沖縄県森林組合連合会、そして今回も森林組合連合会ということになっていきますけれども、これは公募をしているのでしょうか。

○金城克明森林管理課長 公募はしましたが、今回は沖縄県森林組合連会のみでございます。

○玉城ノブ子委員 この沖縄県森林組合連合会の評価点は具体的にどうなっているのでしょうか。

○金城克明森林管理課長 今回の沖縄県森林組合連合会ですが、点数が600点満点の496点、82.7%の得点率となっております。

○玉城ノブ子委員 具体的に一平成24年から平成26年度まで、そして平成18年から平成22年度も沖縄県森林組合連合会がとって管理をしてきているのですが、これについての実績が具体的にどうなっているのかということについて。先ほどモニタリングをやったとおっしゃっていたので、モニタリングの結果は具体的にどうなっていますか。

○金城克明森林管理課長 昨年度の実績につきましてモニタリングの検証を行っております。そのときに、205点満点の186点、91%の得点となっております。

○玉城ノブ子委員 皆さんには選定基準がございますよね。この選定基準の中の施設効果の最大限の発揮というのがありますけれども、平和創造の森公園はいいところに設置されているのです。非常に眺めもよくて、緑も豊かで、非常にいい公園になっているのですが、なかなか活用という点で十分になされていないのではないかとということが気になるところです。私も時々あそこに行きますが、平和創造の森公園の認知度が十分になされていないのではないかと、活用が十分になされていないのではないかと非常に感じますけれども、それで具体的に実績についてどうなのですかと聞いたのです。具体的に今、これまでの公園の活用状況はどうなっていますか。

○金城克明森林管理課長 委員の言われているとおり、入園者数につきましては、平成10年に開園しておりますが、その後8年間の平均が6万9000人でした。平成18年から指定管理が始まりましたが、その後8年間の平均としましては1万8000人の増加ということで、1割程度しか増加していないのが現状でございます。我々も指定管理者に入園者数をふやす努力—自主事業も取り入れるようお願いしております。今回、沖縄県森林組合連合会はグラウンドゴルフ大会とか、平和創造の森サッカー大会、それから平和創造の森祭りなど自主事業のほかに、今年度は森林組合連合会のホームページをリニューアルしましてのPR、それから小中学校へパンフレットを配布して遠足とか修学旅行でも使っていただけのようにということで、そういう活動をしているところです。そのほかに

も、県と指定管理者による連絡会議を定期的に持ちまして、活性化についていろいろ検討しているところでございます。

**○玉城ノブ子委員** そういうところが大変気になるところで、もっと皆さん方、この平和の創造の森と言われるように、本当に平和を創造していく、平和の発信地域としての活用といいますか、そういうことも設置目的の中にあると思うのです。修学旅行生がたくさん沖縄県に来ておりますが、そういう意味で、修学旅行生の皆さん方にも平和創造の森に来てもらって、そしてここで平和を創造していくということについて学んでいくこともあるのではないかと思います。ですから、もっとその活用について皆さん方が一きちんと目的を達して活用を活性化させていくことが必要なのではないかと思えます。

**○山城毅農林水産部長** 私も地元でございまして、たまに回るときには一グラウンドがございまして、そこは土日はほぼサッカー大会で使われている状況にあるかと思えます。それ以外のところが委員おっしゃるとおり、まだまだ人が来る余地があると感じているところであります。そういう意味では、新たな管理者が人をどのようにして引き寄せる、どういうイベントを企画するかということが非常に重要になってくるかと思えます。先ほど平和創造の森の平和というスタンスからという御意見もありましたし、今回の新規事業の提案として、平和創造の森祭りという提案もございまして、あと、小中学校に対する連絡通知もございまして、そういう意味では、そういうものしっかりと一緒にやっけていって、県と指定管理者との連絡会議も持っていますので、その中で活性化に向けて助言なり、一緒にやっていきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** それと同時に、地域に密着させていくという意味からいっても、糸満市、沖縄県とも連携をとりながら、この平和の創造の森公園をもっと活用できるような課題解決に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

**○山城毅農林水産部長** 委員から提案があるように、今のところは県と指定管理者との連絡会議になっているわけですが、地域では糸満市の管轄でやっていますので、この連絡会議に市のほうも入っていただいで一緒に連携しながらやっていきたいと思えます。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 この施設は全部県有地ですか。

○金城克明森林管理課長 はい。

○仲村未央委員 説明の中で教えていただいたのですが、その中に平和学習に供するガマがありましたよね。

○金城克明森林管理課長 1カ所、マヤーアブというガマがございます。

○仲村未央委員 その利用はどのようになされていますか。修学旅行生などが来ているのですか。その管理の形態等についてお尋ねします。

○金城克明森林管理課長 平和創造の森公園の中にありますこのガマなのですが、こちらは以前から平和学習の場として使われていたようなのですが、一部崩落の危機などがあり、途中でやめていたようです。ことし6月からは案内を再開しておりますが、この案内を行っている団体は沖縄ボランティア友の会というところで、県外の修学旅行生や県内の中高生を対象にそのガマを案内して、平和学習をしているということを聞いております。

○仲村未央委員 平和創造の森公園ということで、まさに現場にこういったガマがあって環境的にも平和学習に非常に適していると思いますし、交通の便や施設の対応もしやすいということで訪れる方も多いというふうに以前説明があったのですが、もちろん公園管理として植栽云々という維持管理もありますが、平和行政の担当や今言うボランティアの皆さんも絡むことですので、ぜひその関係所管の皆さんと連携をとりながらやっていただきたいと思います。そういったガマの維持管理については、特にそこに平和行政の担当がいるということではなく、公園管理の一環としてその運営も民間の皆さんが主体的にやっているということなので、そこは常に連携をとって、さらにこの平和創造の森公園の趣旨が生きるような活用をしていただけたらと思いますが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 平和学習は大変重要なことですので、その近辺でかなりやっているところがありますので、そこも含めて、また、指定管理者のほうではなかなか行きづらい面もあるかと思いますが、そこは県のほう

で連携をとって、呼びかけをしながらうまくマッチングをさせてやっていきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 公募が1社しかないということなのですが、それだけ公募する魅力がないと思います。この原因はどう考えていますか。

○金城克明森林管理課長 こちらの沖縄県平和創造の森公園は、沖縄県県民の森とは違い、収益事業がほとんどありません。県民の森は年間380万円上げるという説明をしましたが、こちらは収益を得るような施設は少なく、年間大体17万円程度しか収益を上げられないということがあるかもしれません。もう少し収益事業がふえれば応募団体がふえるかと思っています。

○座喜味一幸委員 結局、そういうことで魅力がないわけで、多分やる人がいないから沖縄県森林組合連合会のほうにお願いしているのではないかと思うぐらい収益の見込みが少ない。こういう施設まで指定管理にして3年間で更新していくということ、要するに、管理機械を入れ、職員を雇ってそれを運営していくという中身を見ると、逆にこういうところはずっとそのノウハウを継続しながら一3年で機械を買って更新ということはありません。そういう課題を整理しないと、これを義務でやっているような思いもあります。何が何でも3年という指定管理のあり方はおかしいと思っています、ある意味でけじめをつけるために、再公募とまでは言わないのですが、最低でも5年以上にするぐらいの配慮をしていかないと。指定管理そのものを周りが厳しくチェックし過ぎているし、現場を知らな過ぎます。そういう意味では、沖縄県平和創造の森公園は更新を5年にして一これだけの膨大な財産ですので、県がサポートをしながら、ある程度明確な目標を立てて長期スパンで活用していかないと。正直に言うと、これは無理にお願いしたと思います。こういう施設は5年に指定期間を変えるべきだと思いますが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 県の公の施設の指定管理者制度に関する運用方針がございまして、そこで指定期間の目安として施設の維持管理が主たる業務の施設の場合は3年以内、ただし初期設備投資がかかり、指定期間を3年以内とすることで指定管理者の安定した運営に支障を来すおそれがある場合はこの限りで

はないという解釈になっています。ですから、その辺は我々も委員がおっしゃるような状況を確認しながら、5年が必要であれば検討していきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 これは我々も5年を提案します。5年でよければ5年で更新していかないと、こういう施設の管理は異常です。

○山城毅農林水産部長 今回は債務負担行為の提出もしていますので、それからすると時間的に今回というのはどうかと思いますので、次回から5年ということではどうでしょうか。

○座喜味一幸委員 あと3年後ですか。人がかわってしまってわかりません。債務負担行為の話というものはわずかな変更でできますので、現実の指定管理という部分でどうなのですか。

○山城毅農林水産部長 今御提案の管理期間の問題等を含めて運用方針の関係もありますので、その部署のほうとも調整しながら、5年でいけるのであれば今後検討していきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 収益事業がないということなのですが、この自主事業の実施というところで、例えば、入場料を取って平和コンサートをするということはいかないのですか。

○金城克明森林管理課長 自主事業の中でコンサートを開く、芝生を使うといった場合には一この芝生はサッカーなどで使っていますが、そういう収益事業は県のほうと調整しながら決めることはできます。これは指定管理者の企画能力によるかと思えます。

○瑞慶覧功委員 入場料を取ってできるのですか。

○金城克明森林管理課長 管理者が自主事業として取り組むということで、県と調整した上で可能ということですか。

○瑞慶覧功委員　そういうことをやったらいいと思います。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○上原章委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願第1号及び陳情平成24年第123号外21件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願又は陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長　ただいまから、請願・陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情1件、継続陳情21件でございます。

それでは、以上の請願・陳情23件について御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続請願案件の請願第1号の1件につきましては修正はありません。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成24年第123号から63ページの陳情第81号の21件につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について御説明させていただきます。

64ページをお開きください。

陳情番号第100号、陳情区分新規、件名沖縄県内離島産農林水産物の沖縄本島への出荷に農林水産物流通条件不利性解消事業の適用を求める陳情、陳情者石垣市議会議長知念辰憲。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

処理方針については、陳情平成26年第66号の2、美ぎ島美しゅ（かぎすまかいしゅ）宮古・八重山圏域の振興発展に関する陳情の項目4、離島から本島へ



の生鮮農水産物の輸送費についても、県の農林水産物流通条件不利性解消事業の補助の対象とすることと同様であります。

その処理方針について読み上げます。

60ページをお開きください。

「県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、本事業を実施しているところであり、県外出荷に際しては、離島・本島間も補助対象となっております。一方、離島から本島へ出荷される生鮮農水産物の輸送費補助については、宮古島市及び石垣市などの4離島市町において、本島までの生鮮水産物の航空輸送費に対する補助を実施しております。このため、県としては、その他農産物等の離島から本島への輸送費補助については、現在、市町が実施している事業の実績や市町村との役割分担の中で、検討されるべきものと考えております。」となっております。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時22分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 この不利性解消事業ですが、実際には、離島から沖縄本島に行くものと鹿児島県までのものの補填ですよ。その単価の差はどれぐらいあるのですか。また、離島から沖縄本島にはどれぐらいの数量が出荷されていますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 実際には離島から本島にどの程度の出荷があるかという具体的な数値は把握されておりませんが、沖縄県中央卸売市場における宮古・八重山地区の青果物の取扱量で申し上げますと、平成25年度の実績は宮古地区が448トン、八重山地区も448トンとなっております。

○砂川利勝委員 これは青果だけですか。水産物は幾ら補助されていますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 先ほどの答えは青果のみです。水産物については具体的な取扱量を把握していませんが、あくまでも不利性解消事業の取扱量は離島から沖縄本島ではなく、県外までという形でしかこちらは把握していません。

○砂川利勝委員 水産物に関しては市町村が予算をつけてやっていますよね。その辺も把握していないのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 それについては把握しておりまして、例えば、宮古島市の平成25年度の出荷量が14トン、石垣市の出荷量が19トン、与那国町の出荷量が25トンとなっております。

○砂川利勝委員 その金額は出ているのではないですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 市町村が実施している金額で申しますと、宮古島市が9万7000円、石垣市が1万9000円、与那国町が237万4000円となっております。

○砂川利勝委員 宮古島市は14トン出ている、9万円しか補助していないのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 これは、実際に空輸で輸送した場合と陸送で輸送した場合の差を補助単価と設定しており、当初宮古島市が計画をしたときの設定単価が53円だったのですが、実績では7円しか差がなかったということで、その実績にトン数を掛けるとこの金額になっているという状況です。ただ、この宮古島市、石垣市、与那国町の実績は年度途中からのもので、終年を通しての事業実施ではないということです。

○砂川利勝委員 そうであれば、これは県でできる数字ではないですか。基本的にこれだけの数字であれば、県でも不利性解消事業でできますよね。

○宜野座葵流通・加工推進課長 一括交付金については県分も市町村分もありますので、県外に関しては県が、離島から沖縄本島に関しては市町村がという役割分担の中で実施していると認識しております。

○砂川利勝委員 不利性解消事業として市町村が使っているというお金を一その一括交付金の中に市町村も枠を組んでいいのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 不利性解消事業についてはあくまでも県外に対しての輸送ですので、例えば、宮古島市から沖縄本島を經由して県外に行く場合にその離島間も対象にしているということです。

○砂川利勝委員 その予算で県が決めてやっていることは理解しているのですが、別枠で市町村がやる場合に、一括交付金の中に算定してもいいのかということです。

○宜野座葵流通・加工推進課長 市町村の事業としての実施は可能だと認識しています。

○砂川利勝委員 市町村からこういう枠で一括交付金を利用した一県内市町村が予算をつけても問題ないということですよ。

○宜野座葵流通・加工推進課長 はい、そのとおりだと思います。

○砂川利勝委員 では先ほどの、離島から沖縄本島まで運ぶお金と鹿児島県まで運ぶお金の差額はどれだけありますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 金額的には今数字を確認中ですが、この不利性解消事業をすることによって、例えば、東京都に輸送した場合にはおおむね5割から7割程度を補完しているというふうになっております。これは出荷団体からの実勢価格に基づいて設定しておりますが、例えば鹿児島県までの差で申しますと、航空ではおおむね花卉、水産物以外で60円、そして宮古島から沖縄本島までの差が55円あり、トータルで115円の差があるということです。

○砂川利勝委員 沖縄本島まで運ぶものと鹿児島県まで運ぶものの差が115円でいいのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 先ほども申しましたが、飛行機で宮古島から沖縄本島まで運ぶ場合に花卉、水産物以外ではおおむね55円という差になっております。

○砂川利勝委員 とりあえず、市町村が枠を組んで県内分はやってもいいということですよ。

○宜野座葵流通・加工推進課長 はい、そのとおりです。ただ、市町村がやっているスキームと県がやっているスキームに差がありまして、県は実際の一飛行機なら飛行機、船舶なら船舶の調査を行って単価を設定しておりますが、市町村の事業は、実際に飛行機や船で運ぶものを陸続きで運んだ場合に幾らかかるだろうという理論値で単価を設定しているものですから、その差で補助額が少なくなっているという状況がございます。

○砂川利勝委員 では、それはそれでいいです。

別の質疑をさせていただきます。陳情第81号です。これはトータルの老朽化が著しい機械の設備などの中に入ると思いますが、今改築をしている西表製糖工場は操業が3月過ぎるのですよね。この辺は市町村とどういうふうな話になっていますか。

○西村真糖業農産課長 市町村から聞いているところによりますと、建築が1月で終わり、2月中ごろには設備も終わるということです。ただ、そのあとに試運転がありますので、操業は3月の中旬以降になると聞いております。なるべく早めるように指導しているところです。

○砂川利勝委員 もう一点、同じ竹富町で年度を越えた問題が発生しましたよね。要するに、会計年度を越えて処理した部分がありますよね。それは聞いていますか。これはその後どうなったのですか。

○西村真糖業農産課長 補助金の処理としては問題なかったのですが、竹富町の繰越予算の手続について町議会で問題になったということは聞いておりま

す。そのことについては現在、町から県のほうに相談がありまして、その対応を検討しているところです。

○砂川利勝委員 もう一点、与那国町の製糖工場はどうなったのですか。

○西村真糖業農産課長 与那国町については、設備のほうは順調にいており、現在、建築の設計をしているところです。やがて設計が出てきますので、それに基づいて2月には建築の入札を行う段取りだと聞いております。

○砂川利勝委員 たしか生産量でしたか、それは間に合っているのですか。

○西村真糖業農産課長 与那国町についてはJAのほうで生産をふやすということで大分頑張っけて植えつけをしているところなのですが、御案内のとおり、今年度は記録的な干ばつということで、生産が当初よりも大分落ちているという状況です。

○砂川利勝委員 これは費用対効果が問われてくると思いますが、結局運営ができるかどうかというところはどうかのですか。

○西村真糖業農産課長 そこについては事業開始の時点で費用対効果の計算をしておりまして、サトウキビの生産量をふやすということも含めて効果が出るということによっております。

○砂川利勝委員 具体的にはどれぐらいの植えつけをして、大体どれぐらいの生産量が見込めるのですか。

○西村真糖業農産課長 今手元に計画書を持っていないのですが、おおむね4000トン以上あればいいのかなと思っております。調べてからお答えしたいと思います。

○山城毅農林水産部長 与那国町のほうも生産対策として原料をいかに確保するかという課題があります。もう一つは、低単収地域であることで毎年4トン弱しか収穫が上がらないという課題もありますので、以前からその課題解決に向けて取り組んでいるところです。1つ目に基盤整備を進めながら水を確保するというので今、公共のほうでも畑かんをやっており、8月ごろに散水のテ

スト開始しているところです。もう一つは遊休化している土地をいかに活用するかというところで、JA与那国支店の工場と一緒に遊休地を解消し、植え付けを盛んにやっています。そういったものも含めて農家のほうとも生産拡大をして原料をふやしていくということで、今地元で取り組んでいるところです。具体的な計画数値については今取り寄せていますので、来たらまた御説明したいと思います。

**○砂川利勝委員** 部長が言われたように、与那国町に行くと水の問題で地下ダムまで含めて検討できないかという話をよく聞くのです。多分面積が足りないから難しいという話は聞いているのですが、水の確保という点で、今どんなことが考えられますか。

**○仲村剛村づくり計画課長** まず現状から御説明します。与那国町の水源の整備率ですが、現状ではわずか3.8%で、かんがい施設の整備も同じく3.8%となっております。圃場整備のほうはおおむね60%となっております。過去においては国営で地下ダムの開発、国営事業の調査計画をしていた経緯は承知しておりますが、その後、県営団体等の事業での水源開発の可能性については、申しわけございませんが今手元に詳細な資料がありませんので、後ほど委員のほうには御説明に上がりたいと思います。

**○砂川利勝委員** 何度もあの島に行くのですが、干ばつで全くキビではないのです。伸びきっていないし、枯れているし、ことしは特に台風の塩害で枯れかかっている雨も降らないということがずっと続いていて、地元からはやはり水の対策が必要だと言われていています。圃場整備は結構されていて60%ということなので、それはそれですごくいいことだと思います。本来なら水があれば一緒に配管もやるとすごく効果が出るというところなのですが、やはり水の確保—地下ダムも面積が足りなくてできないという話は聞いているのですが、何らかのため池も含めて水対策をしないと、この問題はことしだけでなく永遠に続くと思います。天気はいつ雨を降らせてくれと言ったって降りませんので、もうここまで来て製糖工場も新たに作り直すという中で、やはり原料がなかったという話では済まないと思いますし、そこは両方同じように同時進行していかないと結果は出ないと思います。これからの課題として水の対策をどこまで進めていけるか、これは国との調整もいろいろあると思いますが、しっかり頑張ってくださいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○西村真糖業農産課長 与那国町の工場については面積が100ヘクタールほどありますので、将来的には7000トンを目標として頑張っていたいただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 不利性解消事業についてであります。これは事業が始まってから長年、品目をふやしてくれ、離島から沖縄本島市場向けの対策を何とかしてくれという話があって何回も質疑をしているのですが、今まで議論をしたり、内閣府を通してどれぐらい話が進んでいるのか教えてください。

○宜野座葵流通・加工推進課長 今回要請のあります離島から沖縄本島間の支援については、現在、宮古及び八重山の農林水産振興センターを通して宮古島市や石垣市と意見交換を行っており、地元においても出荷団体や農家の意見を踏まえながら検討していくことにしておりますので、現時点で、この部分については各市町村どまりという状況になっています。

○座喜味一幸委員 今の議論の進め方は筋が違うと思うのですが、この不利性解消事業で鹿児島県並みの輸送コストを確保するということですね。では鹿児島県からの標準的なコストがキロ当たり幾らで、沖縄県からのコストを幾ら埋めようとしているのですか。空輸で幾ら、海路で幾らという基準は持っていますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 例えば沖縄本島から鹿児島県までの単価ですが、花卉・水産物で航空の場合が60円、船舶の場合が20円となっております。鹿児島県は基本的に陸送になりますので、それを聞き取り調査をしますと、大体鹿児島県から東京都までが30円という単価となっております。

○座喜味一幸委員 そうすると、我々の地域の農家が鹿児島県と同じ条件で営農を続けようとする、鹿児島県は30円前後で輸送できますが、沖縄本島はさらに空輸でプラス60円、海送にしてプラス20円です。離島に行くとこれにさらに30円ぐらいオンされていますよね。そうすると、農林水産部は本土仕向けの意識だけがあるのですが、離島から沖縄本島に輸送して沖縄本島から本土に行くということも、鹿児島県並みの輸送コストで営農ができるという一括交付金

の仕組みからすると、離島農村に対して鹿児島県並みの条件を提示して頑張ってもらおうということが本来の事業の意味だと私は思っています。市町村は市町村の一括交付金でやっているからいいということではなく、離島の中のさらに小規模離島になると、鹿児島県の30円に比べてキロ当たり約100円前後の輸送コストになっているのです。これは21世紀ビジョンの核となっている離島振興という不利性解消、ユニバーサルサービスとしての平準化という意味において、本気で議論しないとイケません。農業センターに投げました、頑張る市町村は自分たちの一括交付金で送ってくださいという姿勢では問題があると思っています。離島の営農者にとって、鹿児島県の農家と同じような流通コストになる部分を一括交付金で充当すべきという筋書きの論理立てが伝わっていません。このまま品目をふやしてくれ、コストを何とかしてくれと言ったって、硬直化してしまっていてここでとまっているのです。今も一括交付金でいろいろ喜びの声が聞こえますが、観光客1000万人という内需が拡大しようとしている中で、沖縄本島は大分農業が厳しい地域もふえてきているので、沖縄県内の自給率の向上という意味でも、離島の農業振興という意味においても、この流通問題を根本的に解決しなければ離島では農業ができない、後継者がいない、魅力ある農業ができないという状況になるのです。これは論理の立て方であって、離島の人も鹿児島県と同じ流通コストで農業をやらせてくださいという条件整備が、この不利性解消事業の基本だと思っています。それに対する取り組みがとまっているのではないですか。

**○山城毅農林水産部長** 我々が不利性解消事業をスタートさせて、各離島のほうからは沖縄本島までのものも事業をやっていただきたいという要望がありました。そのときには離島市町村の窓口が企画部の市町村課のほうになっており、県全体としてはスキームができ上がり、財務省から了解をもらってスタートした後でしたので、それを変えるということは非常にハードルが高くなります。そういう意味では、単独で離島から本島まで持っていこうということで、市町村課のほうで石垣市、宮古島市と意見交換をしながらスキームをつくり上げて事業をスタートしております。その中で、事業そのものは市町村単独で上げてもらって、市町村課のほうとは一水産のマグロをメインにやっているわけですが、状況を見ながら農産物まで広げていこうという話を聞いておりますので、その取り組みについては部としても一緒にやろうと思っています。現場の市町村には水産振興センターに職員がいますので、その県の職員と市の担当が協議をして、それを踏まえて本庁に上げてきますので、そのときは部で連携をしてスキームを考えていきたいということで進めています。これは性急にとい



うこともあろうかと思いますが、我々としては段階を踏んで、地域と話をしながらということを進めているところです。

**○座喜味一幸委員** 今までの答弁は内閣府がというようなこと言っているのですが、これだけ美ぎ島美しや市町村会からも要請があつて、各地域からもそういうメニューが相当上がっています。この離島苦の一シマチャビの根本の原因というものは交通費と流通コストにかかっていますし、今、一括交付金を使って本土仕向けはできましたが、沖縄本島仕向け、場合によっては外国向けの物流コストの低減化というものは離島農業を生き返らせるだけの制度だと思っていますので、あえてお願いしているのです。ですから、これは本庁レベルで数量を把握して、どこまでどの品目を戦略商品として指定して沖縄本島に出し、そして沖縄本島で集まった品物が整理されて本土仕向けやアジア仕向けに行くという絵をつくって、シビアに生産コストやこの物流コストを鹿児島県並みにしたときどのように農家の所得が変わっていくかというシミュレーションがあってもいいと思うのです。その意見に関してはどうなのですか。

**○山城毅農林水産部長** 確かに委員のおっしゃるとおりなのですが、我々のほうも部間調整が大事になってきて、今は我々のスキームと市町村課のほうで考えているスキームの組み立てが若干違うところがありますので、そこを一緒になって考えていきながら、整理をして要求していこうと思います。ただ、一括交付金は一本になっていますし、県は県外全体、市町村は市町村の一括交付金で沖縄本島までというすみ分けができていますので、それをどこまで広げるのか、どういうスキームで改善していくかというところについては、我々も一緒になって考えていきたいと思っています。

**○座喜味一幸委員** しつこいようですが、今は農産物流の交通のほうと企画部のほうが横断的に一この物流改善を進めていきましようという横の連携は組織としてできていると理解しているのですが、これはどうなのですか。

**○山城毅農林水産部長** 部門間連携ということでことしから始めているのですが、その物流関係についても提案されておりまして、商工労働部、農林水産部、文化観光スポーツ部が一緒になって、一つの部門として話し合いをしているところです。

**○座喜味一幸委員** もう少し数量も整理して、離島の農業の活性化のために一

地元の要望を受けて、この不利性解消事業をどういうスキームにしていけば離島農業が生き返っていくのかということは、一義的には農林水産部の考え方だと思います。それをそれぞれで連携をとっていけばいいわけで、農林水産部が離島農業を振興するためにこの事業をしっかり使っていこうという形をとれば、私はいけると思っています。今は離島に行っても不利性解消事業がまだ十分に浸透していないし、活用されていないという実感を持っております。これは大きな事業なのでぜひやっていっていただきたいのですが、期限をつけていつまでにこの物事を整理すると決めて、場合によれば一括交付金はある程度弾力的に補正予算を組んでもいいので、その辺は市町村がやる場合にはある程度市町村でやってもらい、県はトータルしてこの主要品目をやっていくという整理をしてぜひやってもらいたいのです。部長、これは区切りをつけてやりましょう。すごい事業なのです。ピーマンやゴーヤー農家は規模を拡大しようかという意気込みで、呼ばれてオトーリで飲まされたりしているのですが、それぐらい非常に喜ばれているのです。ですから、もう少し広げて離島のあり方を、多良間島や小浜島などにもいろいろチャンスが出てきていますし、これはかなりの事業だと思いますので、この際は離島振興という大きな21世紀ビジョンの目標達成のためにも、ぜひ締め切り日を持って速やかに取り組んでもらいたいのですが、部長の決意を聞いて終わります。

**○山城毅農林水産部長** 委員のおっしゃるとおり、私も現場を回りながら農家の意見をよく聞いてみると、不利性解消事業は非常に助かっている、いい事業だということで、特に宮古島あたりもゴーヤーやオクラなどがかなりふえてきています。そういう意味では、来年に向けて県外出荷量がかなりふえてくると思いますが、あわせて品質の向上もこれからしっかりやっていかないとはいけません。そして、今度は沖縄本島あるいは香港などに持っていくときのスキームをどうするかというところがありますので、そこはトータルしてどう整理をしたらいいかということ部としてもしっかりやっていき、それを踏まえて企画部のほうとも連携して市町村のほうにも投げかけていながら、しっかりやっていきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** これからもまたやりますので、早目に整理をしていただけますように希望します。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第26号議案指定管理者の指定について審査を行います。  
ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。  
湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料としましては、議会配付資料であります平成26年第6回沖縄県議会(定例会)議案及び乙号議案説明資料を使用いたしますので、御確認ください。

議案書の121ページ及び説明資料の1ページをお開きください。

乙第26号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案は、沖縄コンベンションセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。沖縄コンベンションセンターの管理は、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課指定管理者制度運用委員会において、1社の応募の中から一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローを選定しております。

以上が、本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 議案書の122ページ及び説明資料の2ページをお開きください。

乙第27号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案は、万国津梁館の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。万国津梁館の管理は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例により指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課指定管理者制度運用委員会において、1社の応募の中からザ・テラスホテルズ株式会社を選定しております。

以上が、本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 応募が1社ですか。指定管理の公募制との兼ね合いからしますと、そういう意味でとりに行く団体が出てこないということなのか、背景について少し御説明いただけますか。

○前原正人観光振興課長 応募が少なかった要因は幾つかあると思います。実際に現場説明会をしておりますが、現場説明会には2社の参加がございました。ただ、当該施設の指定管理業務には施設の維持管理だけではなく、MICEの誘致、あるいは開催支援、そういう高い専門性を有した業務が含まれておりま

して、県内にはそのノウハウを有する事業がまだ少ないものと思われます。また、当該施設がリゾートエリア、ブセナ地区に立地しているため、市街地にある施設とは異なる営業手法や管理ノウハウが求められていると。さらには前期までの指定管理者の収支が赤字であった一現在は黒字にはなっているものの、新規参入に際して運営のリスクが高いという判断がされている可能性があるのではないかと考えております。

○仲村未央委員 改めて指定管理料と指定管理の経費の中の部分、それから収益的な部分も出てくるかと思いますが、そのあたりの中身というものはどうなっているのですか。

○前原正人観光振興課長 過去3年間の平均で、収益のほうは3億845万1000円、その中の料金収入が6876万9000円、自主事業が1億6059万8000円、指定管理料が7908万4000円となります。支出の経費の部分ですが、こちらが2億6293万円。その内訳としましては、人件費が4263万円、光熱水費が1684万3000円、施設の補修費が5964万7000円、広告宣伝費が508万3000円、修繕費が406万1000円、その他としまして1億3465万8000円。この収入と支出の差が4552万1000円となっております。

○仲村未央委員 指定管理の中ではかなり収益額が高い施設ではあると思います。ただ、先ほどの説明では、それをなかなか黒字化するとか、経営へのリスクも抱えるということがありましたが、実際には4500万余りの黒字ではあると。それでも応募がないということは、収益を上げるにも何か限界があるのか。この施設の性質上、幾らか稼働を上げていくということに何か限界を抱えているのか、そこら辺の課題はどうなっていますか。何が課題なのでしょう。

○前原正人観光振興課長 先ほども申しあげましたように、管理だけでしたらできる企業はあると思いますが、実際にMICEの誘致、それからそこで運営される誘致のサポート、的確なサービスを提供できるかというところがなかなか難しいのかなど。前管理者で管理しているときには赤字も出したことがあるということで、今回は3年間を見ても稼働率が上がりまして、利用料金収入がふえております。その一方で、この企業の場合は近隣にホテルを持っておりますので、その維持管理を一体として行うことで施設管理の経費そのものは落としていくと、その差額が黒字になっているということです。この部分は競争して同等にできるというところがなかなかあられなかったということだ

と思われます。

○仲村未央委員 稼働率は前の管理者のときからどれくらいに上がったのでしょうか。

○前原正人観光振興課長 平成12年からの稼働率の平均を見てみますと、建物ごとに違いますが、例えばサミットホールでしたら30.3%というのが平均の稼働率です。それが平成24年度に受託したときは24.8%と苦戦しましたが、平成25年度には40.0%まで向上させております。さらにオーシャンホールのほうは稼働平均が24.8%、それに対して直近で18.4%。ここは苦戦しております。もう一つ、サンセットラウンジというところがありますが、こちらは35.4%が平均稼働率に対して直近は32.9%。苦戦しているところもありますが、一番メインであるサミットホールの稼働率がこれまでより10ポイント近く上がっているということで、そこが収益増の原因だと思われます。

○仲村未央委員 今、稼働率を聞いてもなかなか厳しいという感じはしているのですが、これは誘致の仕方なのか、まだまだ稼働を上げていけるのか、それとも会議の規模と実際の施設のキャパが合わなくて、なかなかとりたい誘致が思うようにいかないために頭打ちとなっているのか、やりようによってはもっといろいろ小規模なものを組み合わせてまだまだ上げられるという感じなのか、そこら辺はいかがですか。新しいMICEのこともありますので、今の現状の施設の課題というものは何なのかということです。

○前原正人観光振興課長 万国津梁館の場合には国際会議、それもかなりグレードの高い会議ですとか、あるいはインセンティブトラベル—企業のVIPの方々そろってやるというような使われ方が多いですが、そういった大きな大会をやる際にどうしても稼働率を見ていますと、7月、8月、9月という観光のピークの時期がむしろ逆に落ちています。これはホテルがそのときになかなかまとまってとりづらいつとか、あるいは航空運賃が逆に高いなどといったことが管理者からは原因ではないと言われております。現在管理しております企業のほうでは、その時期に合わせて地元の催事をなるべく呼び込もうということで、例えば、カフェテラスの事業を少し工夫して地元客を呼べるようにしてみたり、あるいはクラフトフェアということで伝統工芸品の展示、販売の行事をやってみたり、あとは婚礼の見本市を自主事業で実施して、稼働率を上げる工夫はしております。

○仲村未央委員 受け入れの中でもピーク時ということがあるということですが、収益の面からいきますと、やはりMICEの客単価といいますか、誘致すればするほど収益はいいということで、恐らく県も挙げてMICEを誘致しようという話になっていると思います。そこら辺はまだまだキャリア側との連携がなかなかとりにくいか、全体的な観光が今までMICE中心ではなくて、どうしても海というものが中心に来ているものなので、そこは課題がいろいろあるのかと思います。1社しかないということも、まだまだ受け入れる側のノウハウそれを運営し得るといところがまだ少ないとなりますと、これからもっと大規模なものをつくらうというときの実際の運営に、どれぐらい県内の観光業者や受け入れ側が体制をとれるかということがまさに課題として、今ある施設の運用からもあるのかなという感じはします。そこら辺について、何かコメントがあれば伺って終わりたいと思います。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今御指摘のように、まさにMICEという旅行商品といいますか、そういった観光政策というものがまだ沖縄としては新しい、そんなに蓄積がないということもございますので、そこについては万国津梁館に一企業任せということではなくて、やはり県がやっているMICEに関するプロモーション、そことの連携というものも非常に重要になってくるかと思えます。あとは、選定委員会の中でも、委員の皆さんにもいろいろとこれまでの実績も見ていただきました。かなり工夫をしながらやられているということは私たちも委員の方々もみんな評価したところですが、こちらからの要望としては、今ある取り組みもやりながら、その上にMICEとしての使い方—いわゆる県外、海外からの営業、そこのところにももっと力を入れてほしいという要望もつけ加えながら選定をやったところ。ということで、県としても万国津梁館の稼働率を上げるために一緒に連携しながら取り組む必要があると思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。  
湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 議案書の123ページ及び説明資料の3ページをお開きください。

乙第28号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案は、沖縄県立奥武山総合運動場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。沖縄県立奥武山総合運動場の管理は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例により指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会において、1社の応募の中から株式会社トラステックを選定しております。

以上が、本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料という資



料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が12件となっております。継続陳情12件のうち、10件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情2件について御説明いたします。説明資料の1ページをお開きください。

陳情平成24年第81号カジノ導入に反対する陳情です。この陳情につきましては、知事の公約等を踏まえ、修正を行っております。

次に、15ページをお開きください。

陳情第67号自由民主党、日本維新の会、生活の党の各党が国会に共同提案した特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（通称、カジノ法案）に関する陳情です。この陳情につきましては、知事の公約等を踏まえ、修正を行っております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○上原章委員長** 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 陳情第83号の貸し切りバスの件ですが、これは何ら進展していないのですが、どうなっていますか。

**○前原正人観光振興課長** この件については、国際通り周辺の土地を一前委員会以降も那覇市と一緒にいろいろ当たっているのですが、なかなか見つけ切れないということで、抜本的な解決方法が見出せていないのが現状です。ただ、ことしも修学旅行に突入する前の9月25日に、日本旅行業協会の沖縄支部と全国旅行業協会の沖縄県支部に対して運用面での協力、つまり1カ所に集まって短時間で乗りおりさせるというオペレーションをしてほしいということで協力を求めています。それから、旭橋再開発地区の計画が進んでおります

ので、そこに団体バスの乗降機能を検討できないかということで、現在、旭橋再開発の株式会社並びに那覇市企画部あたりと調整をしているところです。今後も引き続き、那覇市周辺で有料の駐車場、あるいは空き地で利用可能なスペースについて、那覇市とも連携しながら探してまいりたいと思っております。

○砂川利勝委員 今の説明では確かにやってはいるのですが、いつごろまでにできるのか、おおよその概算でもいいので教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 いつまでということはなかなか言える状況にはないのですが、やはり抜本的な解決をするためには駐車場という場所を確保しないことには難しい状況です。今は県議会前とてんぶす館の隣に新しくできたところの両方を使いながら運用しているところですが、先ほど前原課長からもありましたように、旭橋再開発や農連市場の再開発計画ともいろいろ意見交換をしており、可能性のあるところとしては今、その2カ所が位置づけられていますので、そこの協議をできるだけ速やかに行って、確保に取り組んでいきたいと思っております。

○砂川利勝委員 多分何台も連なっておりますよね。それを短時間でできるかと言ったら、誰が考えてもできません。基本的に路線バスも走っていますし、いろいろ見ていると観光客にとっても早急な改善が必要だと思えます。これは早急にやっていかないと事故が起きたときの補償や通行している人たちにも支障があると思えますし、どこかの川の上をやるなどという話もあったので、1日も早い解決をしていただければと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 県立郷土劇場の陳情について、国立劇場の近辺で当分はやるということで、いろいろなところから誘致活動はされているのですが、これは国立劇場近辺につくるということになったのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 これについては、委員会を設けていろいろ議論してまいりました。その中で、国立劇場の周辺に国立劇場を補完するようなものも含めて一緒につくったほうが望ましいということで、現在のところは国立劇場の周辺に用地を確保して、その整備を進める方針です。

○玉城満委員 いろいろまでに完成の予定ですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 国立劇場周辺の用地について整備すべき場所をいろいろと調整しているところなのですが、実は今、難航しているところなんです。これがうまくいけば来年度に基本設計、実施設計、そして平成28年度に着工して、平成29年度に竣工して供用開始ということを考えておりましたが、その土地の確保がスムーズにいいいけませんので、そこによります。

○玉城満委員 もう一点、陳情第50号の2です。離島・過疎地域振興に関する要望事項ですが、この催しの範囲がすごく狭い感じがします。要は、どういうことが言いたいかといえ、このグループを呼びたいと言ったときに、例えば本島内では幾らかできていたものが、離島に呼ぶときには同じ値段だと交通費がかかるわけです。ですから、ここにすごくいいものがあるのでそこに行きたいが、交通費がかかるので見せられないのです。処理方針を見たら、全て伝統的なものや歌、三線、演劇の世界ですよ。そうではないダンスややり物のキャラクターショーという部分も行けるように枠を広げたらどうかと思いますが、どうですか。

○大城直人文化振興課長 対象演目というものには、ポップスやダンス、クラシック、アンサンブルといった洋楽も含めて、特に制限はありません。ただ、おっしゃるように100万円程度の低額の助成になっておりますので、交通費がかかるといったところで規模が縮小してしまい、どうしても限定的なものしかできないということはあるかと思えます。

○玉城満委員 例えば、わかりやすく言えばお笑い米軍基地というところがあるのですが、それが離島へ行きたいといったときに、20名ぐらいいるとして、その時点で旅費だけで結構かかるとすれば、向こうでギャラを稼がなくては行けないという部分があるのです。これはギャラの部分まで出すのですか。

○大城直人文化振興課長 基本的には、そういう舞台芸術をする経費は対象になります。

○玉城満委員 これはもう少し告知したほうがいい。あるキャラクターショーは、やはりお金がかかるということで行けなかったのです。とりあえず枠を決

めていないということであれば、今のはキャラクターショーにはいい話です。それを皆さんは知らないのです。例えば、演劇や古典的なものばかりが補助対象になっていると思うのですが、沖縄にはあらゆる芸能がありますので、そういう人たちに告知をする必要があると思います。そうすると、もう少し離島の皆さんにも楽しんでいただけるし、今はやっている部分が共有できますので、それをぜひやってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 1 ページですが、僕は行政は継続していると思っていて、知事がかわったからといって I R 導入に関する検討を行わないこととするということは一知事の公約で確かに反対と書いてあったので反対するにしても、行政としては今までカジノ導入に関する調査研究を進めてきていて、その成果があります。知事が言うところのギャンブル依存症を含めたあらゆる問題があるので断る、これに反対してやめるにしても、行政というものはなぜやめるのかということに関しては、例えば、ギャンブル依存症による問題や周辺に及ぼす風紀上の問題等を含めた課題を整理して、県民に対してだからやめましょうという説明が必要です。今まで統合リゾートはこれぐらいの税收や効果があり、エンターテインメントが広がると説明をしておいて。これは具体的に決裁などはとっていませんよね。

その前に、統合リゾートに関する調査費はことし計上されていないのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今年度は計上しております。ただ、この基本構想をつくるということで予算を措置してまいりましたが、これには前提があり、国のほうで推進法というものが決議され、カジノの姿が見えてきたときに、それに合わせて基本構想をつくっていくということでした。しかし、去る臨時国会で国の推進法が廃案になりましたので、調査は実施していません。

○座喜味一幸委員 予算は執行していないのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 していません。

○座喜味一幸委員 今まで統合リゾートに関する調査研究を進めてきて、課題そのものがもっとあると僕は思っています。これは国と連動するものの、必ず

しもそのカジノ法案が廃案になったからではなく、沖縄の観光リゾートにとってIRが必要かどうかという結論まで出さないといけないのであって、この検討を一切やらないということは、これまでの調査結果を県民にどう知らせるのかという継続性からすると、行政としてこの処理方針の書き方は違うと思いますが、いかがですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** まず、知事のほうで先だって議会の代表質問で答弁しておりますので読み上げます。「私は、沖縄の自然・文化・伝統等のソフトパワーは沖縄の未来を開くエンジンであるとともに、国内外の多くの人々を魅了するすぐれた観光資源であると考えております。カジノを含む統合リゾートは、こうしたソフトパワーに牽引される好調な沖縄観光の将来に影響を及ぼしかねないほか、ギャンブル依存や地域環境への影響が懸念されることから、沖縄のほうには考えておりません。」という方針を知事が示しております。これについては今まで懸念事項等さまざまな意見があるということで、そういった調査も踏まえて県民のコンセンサスを得てから導入するというスタンスでございましたが、知事のほうで沖縄の観光の将来に影響を及ぼしかねない、もしくは地域の環境にも影響が懸念されるという新たな要素も加えて、導入は考えていないというスタンスを明確に示しておりますので、今後導入を前提とする調査を行うことは好ましくないと考えております。

**○座喜味一幸委員** これにはさまざまな意見がありますし、議会でも大いに議論されるべき課題であって、この結論の出し方は短兵急過ぎて、行政の継続性としてあり得ないと思っています。終わるにしても、これだけ県民の税金を使っているのに、今までの調査研究をしっかりとまとめて、行政として何らかの形での説明責任があると思います。そういう政治の仕方というものは余りにもあり得ないパターンだと思っていますが、いかがですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今までやってきた調査については、毎年度報告書の中でその調査結果を報告しております。これまで調査した内容については、できるだけ県民が入手できるような形で情報を公開していきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** 消費税などあらゆる増税に反対すると言って、少し中途半端な消費税は認めたりしているので、しっかりと知事、部長と調整の上、その処理方針を整理することを希望します。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 同じくカジノに関する処理方針ですが、180度方針が変わっているということについてです。このカジノ導入の検討をめぐって、何年度から今年度までに総額幾らの予算措置をし、決算してきたのか。そして、本年度の執行残は幾らになるのかというところを明らかにしていただけますか。

○村山剛観光政策課長 統合リゾートに関する事業の予算は、平成19年度から平成26年度まで計上しており、その総額は8644万3000円になっております。また、平成26年度だけで申しますと、事業費は1742万7000円です。そのうち主なものが基本構想策定に係る委託料で1276万8000円ですが、これは未執行です。ただ、そのかわりに情報収集のための調査の旅費は執行しており、その執行額が160万6840円で、執行率としては9.5%となっております。

○仲村未央委員 今おっしゃった1742万ということしの予算分と、その残も含めて総額8644万円ですか。

○村山剛観光政策課長 はい、そうです。平成19年度から平成26年度の予算まで含めて8644万3000円です。

○仲村未央委員 私たちとしては、当初からこれほど不確定要素—もちろん国会で法案も通っていないし、しかも何度もこの委員会のあらゆる場で議論しても、そもそもその合意形成というものを最終的にどう図っていくのかということも見えないし、現時点でどう図っているのかということも確認できない中で、一方的に政府への要請の場面でまさしく誘致といえる前知事の対応があったわけですから、県民の世論が二分するどころか、むしろ世論調査等では国民の反対の声が高いということもあった中で、これだけ独自の財源を使って8600万円もそこに投じてきたということについては、その職に当たる皆さん個々の判断ではないにせよ、執行のあり方として課題を感じるのです。しかも、その政策の進め方は、県民の合意を得てからやるということから、いつの間にか導入を実際に進める側の立場としての検討がこれだけ続いてきたということ、今どう総括するのか。県民もこれだけの予算をかけたわけですので、一体何が課題だったのかを明らかにしないといけないと思います。将来に影響を及

ぼしかねないということは知事も今思いついて言っているのではなく、依存症にかかわる問題を非常に多くの県民が課題としていますし、今あるギャンブルに対してもギャンブル依存症への高い懸念が沖縄県民の中には潜在的にあるのです。そういうこともありながらやってきたので、やはり新知事が指摘するような不安や懸念が皆さんの中でどう総括されたのかというところを明らかにして、マイナスと言われる部分をどう検証するのか、もうやらないということを行行政的にどう説明するのかということが必要ではないかと思えます。今年度で閉じるにしても、いきなりぱたっとなくなるのか、今まで皆さんが詰めてきた導入に当たる検討の中で何か整理をして片づける部分があるのか、そこはいかがですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 御指摘のように、過去からIRに関する調査を続けてきましたので、今年度は実施していませんが、総括として何らかの県の考え方をしっかりと示す必要はあると思っております。可能な限り年度内でその考え方をまとめて、ホームページなりで公表するような方法を考えていきたいと思っております。

**○仲村未央委員** トップダウンであったにせよ、皆さんはそこに労力を使ってきたわけですので、今部長がおっしゃるとおり、それなりの行政的な総括を一ぜひ知事ともよく検討されて、県民に対する説明責任を果たしていただきたいということを要望します。

**○上原章委員長** 休憩します。

(休憩中に、座喜味委員から、先ほどの部長答弁で推進法は臨時国会で廃案になったとあったが、否決されたわけではないことまで説明してほしいとの指摘があった。)

**○上原章委員長** 再開いたします。  
湧川盛順文化観光スポーツ部長。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 先ほど答弁した推進法については、臨時国会で審議するという予定ではあったのですが、国会内でさまざま意見があるということもありましたし、あわせて衆議院の解散ということもあったので、その法案が廃案になったということです。IR議連というものがあるのですが、

そこ等の情報によると、また新たに提案していくという動きにはあります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今議論をしていることは極めて重要だと思いますが、今言っている問題は従前から指摘していたのです。要するに、仲井眞知事のときに県民合意が公約と言っておきながら年末の沖縄政策協議会で手を挙げておかないと導入できないとして、これが誘致だということが論争になりました。それは公約違反として後々問題になりますし、これまで8000万円を使ってきて、今年度も1700万円で基本構想をつくってスタートをするということは実質的な誘致の方針だということを言ってきたわけです。そこで今知事がかわって、ギャンブルなどいろいろな問題があって反対だということを言いました。皆さんはこの理屈を整えないと話が合わないのです。今言っているように、行政の継続性として、皆さんがその理屈を踏襲して反対だとすれば理屈が合いません。皆さんは、委員会でも本会議でも、手を挙げておかないとカジノが導入できないということをずっと言ってきたわけです。ですから、この理屈は今の段階で整理をしないといけない問題ではないですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 質疑の趣旨が少しわかりにくいところがあったのですが、これまでのスタンスは、まず県民にきちんとした構想を示し、その上でないとコンセンサスを得るということは難しいだろうということで調査をしてきました。本来であれば、そういう形で県民に説明をし、県民のほうで反対なのか、賛成なのか、もしくはカジノ実施法の中でどういう形の手続を踏むべきかが出てきますので、その手続によってどう判断され、そこで沖縄としてカジノを推進すべきかどうかというコンセンサスが得られたと思うのですが、今そのような状況にない中で、知事のほうからそういった考え方が示されたということです。おっしゃるように、これまでの流れの中でどういう整理をするかということは非常に大事な部分だと思いますので、早いうちにその考え方をまとめてホームページ等で公にしていきたいと思います。

○崎山嗣幸委員 意味がわからないではなくて、昨年12月27日に、前知事は安倍首相に対してカジノを含む統合型リゾートの候補地に沖縄を入れるよう要請したことを明らかにしているのです。ですから、これは県民合意をとっていないし、いつ県民合意をとるのかということも私は聞きました。それもとらな



いうちに12月末に首相に要請しているのです。県民合意もとらずに勝手に誘致を首相にお願いした理由として、手を挙げておかないと負けると言ったわけです。その理屈を今答弁で整理できるのではないかということをおっしゃっているのです。県民合意をとっていないのに手を挙げたことはおかしいのではないかということで、先ほどから言っているように行政の継続性として、まずそれは生きているのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** これまでも議会で答弁しておりますが、前知事が要請したものはあくまでもまだ法律が通る前の話ですので、沖縄県としてもIRについて関心があるということをお示しする意味合いで前知事は要請したということです。前知事がこれまでも答弁してきているように、実際の導入に当たっては県民のコンセンサスを得るという前提がありますので、勝手にコンセンサスも得ずに誘致をしたということではなく、あくまでもあの時点では関心があるということをお示しするという意味合いでの要請であったと理解しております。

**○崎山嗣幸委員** 関心と言いますが、そういうふうに正式に沖縄政策協議会で要請をしたことを明らかにしたと前知事が言っているのです。ですから関心云々ではないのです。今の部長の整理では、総括するには不十分ではないですか。今ここで皆さんが整理できる部分がこの範囲であれば、これも精査する必要があるのではないですか。ずっとこのことを言ってきたわけです。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 沖縄政策協議会に要請した文章の中に、次のステップへ沖縄のさらなる発展に向けてという項目の中で、(2)として特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案—まだここでは法律案です。法律案の趣旨を踏まえ、候補地域として検討していただきたい、ということではあるのですが、沖縄への導入については県民のコンセンサスを得てからやるということをおっしゃっているわけですので、前知事としてはあくまでも沖縄が関心を持っているということをお示すための要請であったということです。

**○崎山嗣幸委員** これは重要なことなのでここで整理できなければいけないのですが、先に手を挙げてその後に合意を取りつけるのかという質問に対して、前知事はこう言っているのです。無論、先に手を挙げないと競争に負ける。挙げながら同時にやらなくては行けないと。候補地決定後の合意形成も辞さない考えをお示したということで、これはこの間ずっと言っていることなのです。ですから、

それを今ここで整理しろとは言いませんが、ここが論点だったわけです。前知事の公約は県民合意だったのではないか、関心を示したから手を挙げたという整理をするのであれば、行政の継続性として反対ということは合わないのではないかと私は言っているのです。その論点になったことも含めて精査をしないと合わなくなるのです。ですから、今答えられる範囲で答えたらどうかと聞いているのであって、従来そのことが議会の中で論点になっていたでしょう。要するに、前知事の公約は何ですかと、この間の経過はあるにしても、沖縄政策協議会で手を挙げたことは県民合意を得ていないし、誘致した後にでも県民合意をとると言ったので問題になったのです。ですから、このことを整理しないと、行政の継続性の問題や新しい知事が反対する根拠も含めて合わなくなると言っているのです。きょうの段階でこのことが精査できなければ、しっかり精査をして説明責任を果たさないと矛盾が起こるのですが、それについて部長、もう一度お願いします。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 総括としてどういうふうにとまとめたらいいかについては、過去の調査報告書や今日までの流れを踏まえて検討させていただきたいと思います。

**○崎山嗣幸委員** かわった知事の根拠としてカジノをやめるならやめるなりの理由も明確にしなくてはいけないと思いますし、この間の経緯も含めてやらないと議論が深まっていかないと思います。ですから、それはぜひしっかり県民がわかるように説明責任を求めたいと思います。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** このカジノの問題について、今回処理方針が大きく変わったので質疑はしないでおこうと思ったのですが、今の議論を聞いて非常に気になる場所なので、これまでの経緯をしっかりと精査をする必要があると思います。私たちは最初から、カジノについてはいろいろな問題があり、カジノ法そのものにも違反するような調査研究を県民の税金を使ってやっていたので、これは問題だとずっと議会で指摘してきました。それと同時に、前知事の公約で県民合意が前提だと言いながらカジノ導入に手を挙げるということは、県民の間からおかしいという疑問の声が上がっています。これについて皆さんはこれまでの経緯をしっかりと見据えて、きちんと県民に対して説明責任があるので

す。皆さんが調査検討したそのものに対して、県民の間からいろいろな疑問の聲が上がっています。ですから、その経緯を踏まえた上できちんとしたまとめ方をしていかないと、知事はカジノ導入に同意できないという中身をしっかりと持っていてこういう公約をしているわけですし、今度の代表質問にもしっかりと答弁をして明らかにしているのです、これとこれまでの経緯についてはしっかりと整理をして、県民がわかるように説明する責任があると思います。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 先ほどと同じことになりますが、今おっしゃるように、これまで取り組んできた方針と今後変更になった部分について、県民が理解できるようにわかりやすく取りまとめていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員 先ほどはカジノ導入の法案の成立を前提として基本計画を策定するということだったのですが、例え国会の動きがどうであろうとも、その法律がなくなったので、もちろん基本計画そのものは策定しないということですのでいいのですよね。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 はい。基本計画は策定できません。

○玉城ノブ子委員 そういう点からすると、このカジノ問題に対する知事のしっかりとした政策を踏まえた上での表明にしていくべきだと思います。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 前知事の中で進めてきた取り組み、そして変更になった部分が県民に理解できるような形で取りまとめをさせていただきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第25号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）乙号議案説明資料、資料2といたしまして平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）乙号議案説明要旨、この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の説明に当たりまして、資料1平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成26年第6回沖縄県議会（定例会）議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第25号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については、120ページとなっております。

本議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体を選定しております。なお、指定期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日とする予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の請願第6号及び陳情平成24年第103号外13件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3平成26年第6回沖縄県議会経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、新規請願が1件、継続陳情が13件、新規陳情が1件となっております。継続陳情13件のうち、11件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、新規の請願について御説明いたします。

1ページをお開きください。

請願第6号軽油引取税の課税免除措置に関する請願について御説明いたします。

請願者沖縄県砕石協会、会長中村秀樹、紹介議員具志堅透（自民党）、請願の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

2ページをお開きください。

沖縄県における砕石業は、社会資本の整備に不可欠な基礎資材である骨材の安定供給を担うとともに、地域の経済や雇用機会の創出等に大きく貢献している重要な産業であります。軽油引取税の課税免除の特例措置は、中小企業の経営の安定と製品の安定供給の確保に重要な役割を果たすものであり、本措置の存続が必要であると考えています。平成27年度の税制改正においては、経済産業省から鉱物の採掘事業に対する本措置の延長の要望が提出されており、今後、国民生活への影響等を勘案し、延長するかどうか判断されるものと認識しています。

次に、処理方針に変更のありました継続陳情2件について御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

17ページをお開きください。

陳情第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所は18ページ目となりますので、そちらをお開きください。

9月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第187回国会に再提出されたものの、審査未了により廃案となったため、その旨、追記、修正しているものであります。

次に、19ページをお開きください。

陳情第40号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所は20ページ目となりますので、そちらをお開きください。

9月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第187回国会に再提出されたものの、審査未了により廃案となったため、その旨、追記、修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

24ページをお開きください。

陳情第93号修学資金貸付制度の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者訓練の募集の強化に関する陳情について御説明いたします。

陳情者医療法人おもと会沖縄リハビリテーション福祉学院理事長石井和博、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

介護福祉分野での雇用ニーズは今後も拡大傾向と見込まれ、沖縄県としても重要な委託訓練の一つと認識しております。このため、県ホームページへの掲載やハローワークを通じた周知のほか、テレビ・ラジオ、広報誌などの媒体や、コンビニ等でのパンフレット配布を通じて介護を含む委託訓練制度全般の周知広報に努めているところであります。県としましては、介護人材の確保が十分に図られるよう、介護福祉士養成に係る訓練の周知広報についても強化をしてまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○上原章委員長** 商工労働部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、請願番号又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいた

します。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 請願第6号軽油引取税の課税免除措置の件ですが、これは北部地域から出ていると思います。この免税措置がどれだけ浸透し、地域の企業の皆さんが活用しているかという現状について教えていただけますか。

**○下地明和商工労働部長** この軽油引取税は、卸元等が販売するときに一課税せずに販売するというので、そういう関係業者のほぼ100%がその恩恵を受けているということでございます。

**○座喜味一幸委員** 1リットル当たりどれぐらいの免税になりますか。

**○下地明和商工労働部長** 砕石業関係だけでは、記憶の中ですが、約1億4000万円程度です。

**○座喜味一幸委員** 少し広げて聞きますが、土木、農林、その他を含めて、この免税措置の活用について、現状では全国に比べて少し低いのではないかと思います。これは、自分たちで県税課に行って手続をとらないといけない企業と、今言った卸元でできる職種等があると思うのですが、この現状はどうなっていますか。

**○下地明和商工労働部長** 北部地域というエリアでは把握しておりませんが、例えば利用している船舶や農業用機械、電気供給事業、そして今回出ております鉱物の採掘事業、それから航空運送サービス業も含めて全部あわせると、県内での活用は、平成25年度の実績で16億2676万円となっております。

**○座喜味一幸委員** もう一度確認しますが、今の砕石業界の免税措置は、卸元から購入する時点ですぐに免税価格で取引できるということですか。それとも使った分を再度免税措置で申請するという形ですか。

**○古堅勝也ものづくり振興課長** 現在、この免税措置を受けているのが県内で

20事業種ありまして、この手続は県税事務所のほうに免税軽油使用者証と免税証の交付申請を行った上で、動力源で使った分について免税を受けるという手続になっています。

○座喜味一幸委員 基本的には一緒ですよ。それが今20事業種。農林は特に船や農業機械といったものの利用率というものは、一々重油を入れて写真を撮って、手続をして申請するといった一使った分に対する証拠写真まで求められるという実態があって、非常に使い勝手が悪い。砕石業、土木建築業—土木建築は大きいからやっているようですが、小規模の中小企業では、その手続等の煩雑さでやっていないという実態をよく聞くのです。そういう面に関しては所管の管轄の中ではどうですか。

○古堅勝也ものづくり振興課長 砕石業については今20事業者で、数量が4422キロリットル、金額にすると1億4000万円ほどになります。

○座喜味一幸委員 これは経済産業省から要請が出ているという処理方針になっていますか。県としては、知事も沖縄の特別措置あるいは軽油引取税の免税措置について要請に行っておりますが、現状はどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 この免税については、県として単独で要請したということではなく、知事会あるいは各省がそれぞれにかかわる業種に対して免税措置をとるようにと。要請を省庁間でやっているということが現状です。

○座喜味一幸委員 これは沖縄特例の特別措置とは違った、全国プールのものと理解していいのですか。

○下地明和商工労働部長 軽油についてはよく御存じだと思いますが、この軽油引取税は目的財源から一般財源へ振りかえたときに道路を使用しないもの等に対する免税措置としてとられたもので、その継続を求めているということです。ですから、全国的なものということで御理解いただきたいと思います。

○座喜味一幸委員 これは大変重要なことなので、しっかりと取り組んでもらいましょう。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。



崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第114号、6ページの原子力発電所のない沖縄県における再生可能エネルギーの導入の施策の展開についてです。実は先だって、経済労働委員会で九州大学の博多湾に設置された洋上浮体式風力発電を見に行つて、騒音の少ない、あるいはエネルギーが出る画期的なものについて説明を受け、洋上は波が荒くて見れなかったのですけれども、大学の研究室に行つて勉強をしてきたのですが、沖縄はこういった洋上における水車の研究や可能性についてどう思っていますか。

それからもう一カ所、福岡県庁では今、新エネルギーの主役に急浮上している水素エネルギーについて、水素は皆さんの御承知のように石油や天然ガス、化石燃料からもとれますが、太陽光、水力、地熱といった自然エネルギーからも製造できるということで、極めて今水素エネルギーが脚光を浴びているという説明を受けました。沖縄県においては、原発も含めて化石燃料から脱却しようということ、化石燃料から再生可能エネルギーという方向へ転換を示すということはいいと思います。そういった意味で、風車は沖縄においては台風や場所などもあると思いますが、このような研究や水素戦略について、皆さんはどのような構想、計画を持っているのですか。検討しているのか、実用化できないのかどうかも含めてお願いします。

○下地明和商工労働部長 再生可能エネルギーに関しては、CO<sub>2</sub>排出規制等の問題も含めて、県として最大限の導入ということでビジョンをつくり進めているところです。その中で急速に進展したのが太陽光と風力だったのですが、太陽光については課題として天候に非常に左右されるということもあり、電力側の受け入れキャパがかなり限られてくるということで、今は制限がかかってきている状況です。それから、海上エネルギーについては、沖縄はこれだけ海に囲まれていますので、沖縄湾内等賦存エネルギーとしての可能性は非常に高いと言われておりますが、あとは技術開発がどれぐらい進展していくのかというところで、メーカー等からは実証として沖縄でやってみないかという提案もよく来るのですが、まだ提案段階の中で幾らなのか聞いてみると数十億円という話なのです。ですから、まだ確立されていない中では、自治体がこれを実証するのではなく、メーカーがきちんと実証した上での導入ということであれば理解ができるのですが、開発に数千万円というレベルではなく数十億の話が来たりしているので、なかなか海洋エネルギーの活用に進んでいないところです。ただ、プラントベースとしては久米島の海洋温度差発電が実証に入っており、

この2カ年ぐらいでデータをとって、実機へ持っていけるかどうか検討するという段階で動いているところです。

○**崎山嗣幸委員** 海上の件は今の課題があるということですが、現在県内の地上では風力が動いている中で、騒音や台風で羽根が折れるという現状がありますよね。その辺の検証はどうかしていますか。

○**下地明和商工労働部長** 御案内のとおり、宮古島などいろいろなところに大型の風力発電があります。その中で、電力等の系統に対する影響も含めてどれだけ安定的に電力がとれるかということを実証するために、大宜味村のほうに2メガワットの風車を2基設置して、この風力発電がフルに稼働した場合に現系統にどういう影響が出るのかといった実証—電力側の導入に助成をするという形で実験をしています。また、その系統への影響を和らげるために蓄電池を入れるというようなことで、風力についてはさらに大きな2メガワットという大きな風力発電機の実証を行っているところです。

○**崎山嗣幸委員** いろいろな意味で、地上におけるデメリット—電磁波や人体に対する影響、騒音、台風などがあると思います。海上の件は我々も見に行っただけであって私も十分理解はできないのですが、海上ですからそういう害も及びませんし、小型でもあったので、そこも含めて今後、研究は必要だと思います。

それから、福岡の水素戦略について、水素は水素爆発や家庭でどう使われるか、車のエネルギーはどうするかという話を聞いた上で、私の捉え方としては、水素は化石燃料からもとれるという意味で簡単にできそうな感じがしたのですが、これについてはいかがですか。

○**金良実産業政策課長** 経済労働委員会の委員は九州へ視察に行かれたということなのですが、我々沖縄県も再生可能エネルギーの産業化に向けた検討委員会に一正式メンバーではないのですが、オブザーバーということで参加させていただいて、情報収集はきちんとやっているところです。水素の件についてはまだまだ研究が進んでいないという部分がありますし、多額の設備投資がかかるということで、水素供給ステーションなどがどういった形で整備されていくのか、国としてどういった支援ができるのか、県としてどういった取り組みができるかといったところを先進地の進展等も見ながら、常に情報収集に力を入れて、対応できる部分は取り組んでいきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 最後に、太陽光の課題として蓄電池が余りにもコストがかかると言われているのですが、これについて皆さんは実証実験をずっとやってきていて、その蓄電池の可能性といいますか、より成果が出ているのかどうかについてはいかがですか。

○**下地明和商工労働部長** なかなか蓄電池の能力アップが進んでいないという状況もありまして、蓄電だけで太陽光を処理するとなるとかなりのコストがかかるということで、火力も含めてその部分に関しては、いわゆるスマートグリッドと言われるコントロール技術を開発することによって徐々に比率を上げていくという方法しかないかと考えているところです。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○**砂川利勝委員** 今のエネルギーのことで、石垣市では波力の実証実験をやったのですが、それはどうなったのですか。

○**金良実産業政策課長** 石垣市のほうでは波力ということで2カ所、実証フィールドに応募したのですが、残念ながら今の段階で実際に実証しようと手を挙げた事業者がないということで、国の本部のほうで保留という状態になっております。県としても引き続き、実証に取り組んでいただける事業者がないかどうか国とも意見交換をして情報収集しているところなのですが、なかなか手を挙げていただけないところが現状です。

○**砂川利勝委員** 中身をもう少し説明してもらえますか。

○**金良実産業政策課長** この実証フィールドといいますのは、国の総合政策本部のほうで今後有望な地域について認定するのですが、その認定に先立って、要件として、そのフィールドで電気事業者などの再生可能エネルギーに取り組んでいる専門的な事業者が具体的にどういった実証実験をやっていくのか実際に示していただかなければ先へ進まないというものがあり、そういったものができた場合に認定をするということです。沖縄の場合は、久米島で海洋温度差を既に手がけていることもあり、今後さらにNEDやこれまで取り組んでいた大学などと共同しながら研究を進めていこうということで認定されてい

るのですが、繰り返しになります、石垣市の波力については具体的に実証をやっていく事業者がまだ見つかっていないということで保留の状態です。

○砂川利勝委員 事業者が手を挙げないのは、例えば予算がないなどの理由があるのですか。予算は事業所が持つのですか。

○金良実産業政策課長 総合政策本部としては具体的に予算措置まで保障しているものではないので、あくまでも事業者の持ち出しは出てきます。ですから、実際にそこで実証をして、今後実用化に向けて産業化まで持っていけるという程度のめどがないとなかなか手を挙げづらいという部分がありますので、我々県としても、手を挙げていただける事業者があれば、地元の合意形成などどういった支援ができるか調整を進めていきたいと思っているのですが、なかなかそこまでに至っていないということが現状です。

○砂川利勝委員 今の話を聞くと、要するに事業者が自前で資金を出して調査研究をしていこうという捉え方でいいのですか。

○金良実産業政策課長 基本的にはそうです。その一部を、例えば国、県、地元市町村なりが支援していくという形です。やはり事業者のある程度の負担はどうしても生じざるを得ないという状況です。

○砂川利勝委員 それでやっていくとなると、なかなか手を挙げる事業所はないですね。すごい金額だと思いますので、それを自前で出してまでやろうという業者は今の世の中ではかなり厳しいのではないですか。

○下地明和商工労働部長 御指摘のとおり、自前でリスクを完全にとるということは難しいということで、そういうコストパフォーマンスも含めて支援して、なおかつ実績が出そうな計画であれば、県も含めた自治体なりがどういう支援ができるかということを検討する必要がありますが、そういう事業所そのものが今出てこないということです。それから、これは石垣市のほうとも話したのですが、膨大な支援が必要であれば石垣市のほうもそのできる部分がないので今のところバックアップする確約はできないという事情があり、なかなか手を挙げていただける事業所が出てこないということです。

○砂川利勝委員 久米島や宮古島、沖縄本島でもそうなのですが、いろいろな

再生可能エネルギーの開発はどんどんされています。ただ、八重山に至ってはそういう芽出しがないので、しっかりその辺も踏まえて、我々の八重山のほうでも何らかのアクションを起こしていただきたい。我々の島は自然が売りですので、地球温暖化防止といった意味でも何らかの形で事業を導入—モデル事業を確立していただけないか。部長に答弁を求めたいと思います。

○**下地明和商工労働部長** 私どもも離島のエネルギー確保という点については非常に力を入れていこうと頑張っているところです。そういう方向性もありまして、宮古島、石垣島とかなり太陽光も入ってきましたし、宮古島のほうは風力も入ってきたということで、今後は石垣島、宮古島に関しては海洋においても賦存エネルギーとして非常に大きなものがありますので、その技術開発がどう進展していくのかを見据えながら、どう導入できるのか注視、検討していきたいと思っております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○**瑞慶覧功委員** 請願第6号については砕石業界から出ていますが、この関連する会社というものは何社ぐらいで、従業員数はどれぐらいですか。

○**下地明和商工労働部長** 統計によりますと、砕石業関係の事業所は31社あり、組織化されている協会に入っているところが20社だと聞いております。

○**瑞慶覧功委員** 倒産や廃業も危惧されるとのことで、これにはダンプなども関係すると思いますが、その関連する従業員の数も把握していますか。

○**下地明和商工労働部長** 大変申しわけありませんが、従業員数までは把握しておりません。

○**瑞慶覧功委員** 次に、新規の陳情第93号です。就学資金貸付制度の概要を教えてください。

○**伊集直哉労働政策課長** 大変申しわけございませんが、この貸付制度については子ども生活福祉部のほうで担当しておりまして、2つに分けて陳情の処理を行っているところです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

乙第18号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案までの議決議案7件を一括して採決いたします。

ただいまの議案7件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案までの議決議案7件は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等45件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章